

西尾市行政評価委員会

平成27年度（第21次）報告書

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）



平成28年8月

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 西尾市行政評価委員会 — その役割 — | 1 |
| 行政評価委員のひとこと | 2 |
| 1 西尾市行政評価委員会の活動状況 | 3 |
| (1) 行財政改革の評価について | |
| (2) 発意に基づく意見陳述 | |
| (3) 苦情申立ての受付処理 | |
| (4) 市長の求めに応じて行う職務 | |
| (5) 行政評価委員会の会議時間枠の拡大 | |
| (6) その他 | |
| 2 西尾市行政評価委員会の所見 | 4 |
| (1) 行財政改革の監視等について | |
| (2) 苦情申立ての評価について | |
| (3) 教育委員会事業の評価について | |
| 3 行財政改革の状況調査（平成27年度） | 5 |
| 4 苦情申立ての処理事例 | 30 |
| 5 西尾市教育委員会事業の評価所見 | 37 |
| 6 参考資料 | 39 |
| 第1部 西尾市行政評価委員会要綱 | 39 |
| 第2部 西尾市行政評価委員会運営要領 | 44 |
| 第3部 西尾市行政評価委員会苦情申立て処理フロー | 45 |
| 第4部 西尾市行政評価委員会の概要 | 46 |

西尾市行政評価委員会

－ その役割 －

平成7年4月に発足した本会の役割は、

- ① 行財政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。
- ② 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- ③ 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討・評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- ④ 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。



行政評価委員のひとこと



スイカ栽培失敗記

代表行政評価委員 富田 晃

スイカ栽培を始めて、もう 30 年近く経ちます。最初は、アパートの 4 階のベランダで栽培。蔓が這う空間がないので、上に這わせました。ソフトボール大になると、道行く人が「あんな所にスイカがなっているよ」と見上げる姿がありました。ところが、7 月、予期せぬ台風の襲来で、あえなく落下（天災）。次は、道沿いの露地で栽培、順調に育ち、収穫間近のある日、水やりに行くと、スイカがありません。大ショック、スイカ泥棒です（人災）。これに懲りたので、以降は屋上で栽培。ある年、種なしスイカに挑戦。ところが、雌花が付くのに、一つも実りません。それもそのはず、種なしスイカの受粉には一般種の雄花が必要だったのです（無知）。去年は、これまでの失敗を生かして、全て順調、8.4Kg の大玉ができました。今年は、種なし 4 本、一般種 2 本栽培、10Kg 超の特大玉に挑戦中です。



『いのち』のバトン

行政評価委員 三浦 眞澄

母が亡くなって二年余、四国に住む妹の誕生日に「おめでとう、今日は生んでもらったことに感謝する日だね。」とメールをしたら、「本当やね、ばあちゃんが生んでくれなかったら、私ら今の幸せはなかったんやもんなあ〜」と返ってきました。母は名古屋空襲戦火の下両親の位牌と「梅干の甕」を母の形見に抱いて逃げ歩いたとか…親兄弟の無い母はたったひとりで頑張りました。そして父も、日本兵として送られたラバウル島の密林で飢えと戦い生き延びてくれました。酷い下痢になりその時部隊が移動中であつたら助からなかっただろうと聞きました。移送中も船底の衛生状態が悪く多くの方が亡くなられたようです。

数々の奇跡に近い幸運と、諦めずに頑張る！ことで繋がれた『いのち』のバトン、感謝をこめて大切にしたいと思います。



若者にとって今は

行政評価委員 永谷 和之

つい先日まで私の事務所に司法修習生が研修に来ていました。私たち法曹は、司法試験を合格した後、司法研修所で一定の期間勉強することが義務づけられており、その後で裁判官・検察官・弁護士のいずれかの職業を選択することになっています。

私が司法研修所にいたのが約 20 年前のことですから、一昔どころか二昔も前の話です。司法試験に合格する前は単なる浪人で、お金もなく、仕事もなく、結婚相手もなく、世間体も極めて悪いという生活を送っていましたが、それでも司法研修所に入れば全ての問題が解決すると言われていました。ただ、昨今の弁護士増員の影響で就職先が決まらない司法修習生が増えており、今の若者は苦勞して司法試験に合格してもなかなか報われません。若い世代が自分の将来に夢を持たないのは、非常に憂慮すべき事態だと思います。

1 西尾市行政評価委員会の活動状況

(1) 行財政改革の評価について

中立的第三者機関として、公正、中立な立場での監視や調査、公表機能を持つ本委員会は、こうした視点に立ち、行財政改革の進捗状況の監視等に努めています。

平成27年度は、市が実施した事業仕分けや公開事業診断の判定結果に対する進捗調査や、西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）の進捗調査を、また、教育委員会所管事業の評価を行いました。

(2) 発意に基づく意見陳述

諸問題について協議しましたが、本年度は発意までには至りませんでした。

(3) 苦情申立ての受付処理

本委員会は、事務局を市役所企画部企画政策課内に置き、面談場所を市役所の11相談室に設け、原則として毎月第1、第3月曜日に、委員3人の輪番により面談を実施してきました。

申立て手続きについては、市民が容易に行えるように、リーフレットや苦情申立書を市役所内の事務局と市民課ロビーのほか、市内40か所の公共施設に配置するとともに（36頁参照）、市のホームページでも紹介しています。

また、平成26年度（第20次）報告書を公共施設に配置するとともに、市のホームページでも公開し、申立て内容等の公表に努めました。

苦情申立てについては、面談だけではなく、ファクス、郵送、代理人でも受け付けて、調査や検討を行い、評価しました。

平成27年度は、市長の所管する業務執行に関する事項、当該業務に関する職員の行為等に関する申立て及び相談は21件ありました。

(4) 市長の求めに応じて行う職務

平成27年度は、市長から本委員会への求めはありませんでした。

(5) 行政評価委員会の会議時間枠の拡大

多様化する苦情申し立てへの対応や、行財政改革の監視等を一層充実するために、毎月1回開催する行政評価委員会の会議時間枠を拡大しました。

(6) その他

平成27年11月19日に総務省（東京都）で開催された「オンブズマン制度連絡会」に本委員会も出席し、全国の行政オンブズマン24団体と意見交換を行いました。

活動全般に渡っては、当然のことながら公正かつ中立的立場から、本会の役割を果たすことを基本方針として取り組みました。

2 西尾市行政評価委員会の所見

(1) 行財政改革の監視等について

事業仕分けや公開事業診断の判定結果に対する進捗調査として、6事業について調査、講評を行いました。

また、西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）の進捗調査として、107件の取組事項から、11件を抽出して調査を行いました。講評までには至りませんでした。

(2) 苦情申立ての評価について

平成27年度中に6件の評価決定をしました。

その苦情の評価にあたっては、担当課に資料の提出を求め、公正・中立的な立場で事情聴取をし、3委員合議の上で申立人及び市長（担当課）あてに評価結果を通知しています。

平成27年度の苦情の処理件数は、21件であり、前年比7件減となりました。

一方では、本委員会で対応できない相談（市長が所管する業務以外の相談等）も増加しているため、本制度について、皆様に正しく理解していただけるよう周知していかなければならないと考えます。

この苦情申立てを利用して改善されることも多数あります。市民の皆様が直面した問題を解決することで、より住みやすい西尾市を創っていくことができるよう、この制度を積極的に活用していただきたいと心から願っています。

(3) 教育委員会事業の評価について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとなりました。

西尾市教育委員会が所管する平成26年度の事業から6事業について、評価を行いました。

おわりに、本年度も本委員会の職務遂行にあたって、誠実に対応された関係各課の皆さんに感謝します。

| | | | |
|----------|---|---|----|
| 代表行政評価委員 | 富 | 田 | 晃 |
| 行政評価委員 | 三 | 浦 | 眞澄 |
| 行政評価委員 | 永 | 谷 | 和之 |

3 行財政改革の状況調査（平成27年度）

（1）事業仕分け・公開事業診断結果の調査

市が、平成23・24年度に実施した事業仕分け、及び平成25年・平成26年度に実施した公開事業診断について、主に判定結果どおりに進んでいない事務事業の状況を平成27年度に調査しました。

調査の内容は、判定結果に対する取り組み内容と効果、目標・問題点・検討事項等とし、当委員会と事業所管課とにおける質疑応答を経て、市長に対して講評を行いました。調査の概要は次のとおりです。

【調査対象事業】

| 区分 | 事業名 |
|---------------|-----------------------|
| 平成23年度 事業仕分け | 廃棄物資源化事業（ペットボトル等回収事業） |
| 平成24年度 事業仕分け | リサイクルプラザ運営事業 |
| 平成24年度 事業仕分け | 西尾市美術展等開催事業 |
| 平成25年度 公開事業診断 | 空き缶等分別収集事業 |
| 平成26年度 公開事業診断 | 廃棄物資源化事業（集団回収推進事業） |
| 平成26年度 公開事業診断 | 文化協会補助事業 |
| 計 | 6事業 |

【調査内容及び講評】

次ページ以降に掲載。

【事業仕分け・公開事業診断資料】

次ページ以降に掲載。

（2）西尾市行財政改革推進計画（第4次実行計画）の進捗状況調査

西尾市が行財政改革を推進するために策定した、西尾市行財政改革推進計画（第5次実行計画）について、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画期間としており、その中間年度にあたる平成26年度までの進捗状況について調査を行ないました。

調査の内容は、当委員会から計画実施所管課への照会や、平成28年度における具体的な計画や目標としました。

調査の結果、実行計画の計画期間が平成28年度までのため、継続して取り組んでいる事例もあり、現時点での評価は控え、今後の進捗を見守っていくこととしました。

事業概要表

| | | | | | | | |
|--|---|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|
| 事業名称 | 廃棄物資源化事業 (ペットボトル等回収事業) | 事業種別 | 直営・委託 | 担当部課 | 環境部 ごみ減量課 | 事務事業No. | 11 |
| 事業期間 | 平成8年度 ～ 平成8年度 | 継続 | | 記入者 | 岩瀬 幸雄 | | |
| 事業の経緯 | <p>「大量生産・大量消費」により、廃棄物の量も膨大になり増大の一途をたどっている。最終処分場がひっばくし、焼却設備の立地がますます困難な状況となる中、少しでもごみを減らそうとごみの減量化に取り組んでいます。</p> <p>平成9年3月に家庭から出ること約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で「容器包装リサイクル法」が施行されました。</p> <p>その後順次回収拠点を増やし現在では市内の公共施設・スーパーなど43ヶ所で回収を実施しています。</p> <p>資源循環型社会の構築を目指しています。</p> <p>平成8年2月からペットボトルと食品トレイを市内のスーパーなど10ヶ所で回収を開始。その後平成9年11月から14小学校でペットボトルの回収を開始。平成19年9月から米津地区の常設資源ステーションでもペットボトルと食品トレイの回収を開始し、資源の再利用を図っています。</p> | | | | | | |
| 事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | | | | | | | |
| 事業概要 (施設概要(規模、階数、建築年度など)) | | | | | | | |
| 【収入】 | 千円 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | | | |
| 使用料・手数料 | | | | | | | |
| 国支出金(補助率) | | | | | | | |
| 県支出金(補助率) | | | | | | | |
| その他() | | 0 | 0 | 0 | | | |
| 収入合計 | 千円 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | | | |
| 【支出】 | | | | | | | |
| 正規職員 | 従事人数(人) | 0.01 | 0.01 | 0.01 | | | |
| 臨時・嘱託・再雇用職員 | 人件費 | 72 | 72 | 72 | | | |
| | 従事人数(人) | 4 | 4 | 4 | | | |
| | 人件費 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | | | |
| 事業費(予算・決算上) | | 4,023 | 3,194 | 17,305 | | | |
| 【収支】 | 千円 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | | | |
| 一般財源充当額 | | 16,095 | 15,266 | 29,377 | | | |
| 対象者あたり一般財源充当額(円) | | 148 | 140 | 174 | | | |
| 概要・内訳 | | | | 金額 | | | |
| 消耗品 | 回収用ビニール袋・網 | | | 2,596 | | | |
| 委託料 | ペットボトル・食品トレイ回収業務委託料 | | | 14,241 | | | |
| 備品購入費 | ペットボトル等回収箱 | | | 468 | | | |
| 主な事業費 (H23見込) | | | | | | | |
| 国、県の補助金の動向 | なし | | | | | | |
| 廃止したときの影響 | 資源の有効活用を図ることができなくなる。 | | | | | | |
| その他特記事項(議論して欲しい点、留意事項など) | <p>市内の家庭から排出されるペットボトルは、スーパーや公共施設などの視点で回収し、クリーンセンターで異物除去・圧縮・梱包し、週1回飯田市にある再商品化事業者へ運搬され、選別・粉砕・洗浄しプレーク状態にした上で、熱で溶かしてスプーン・フエアなどの原料となるペレットを作成している。ペットボトルのリサイクル率を向上させるために何かよい方法があつたらご意見をいただきたい。</p> | | | | | | |
| 将来の動向 | 増加する | | | | | | |
| 委託の現状 | 西尾地区……直営 一色・吉良・幡豆地区……委託 | | | | | | |
| 受け皿の存在 | あり | | | | | | |
| 市における類似事業 | なし | | | | | | |
| 近隣市町の状況 | <p>西三河9市では、直営……岡崎市、安城市 委託……碧南市、知立市、高浜市、みよし市 直営と委託……刈谷市 直営(7・8・9月の繁忙期と年末は委託)……豊田市</p> | | | | | | |
| ペットボトル回収量 | ペットボトル回収拠点数 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | 目標値(H24) | | |
| 単位 | 箇所 | 47 | 43 | 252 | 252 | | 252 |
| キログラム | 単位 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | 目標値(H24) | | |
| 西尾市民 | 単位 | 233,920 | 238,170 | 398,050 | 398,050 | | 398,050 |
| 対象者の推移 | 単位 | H21実績※ | H22実績※ | H23見込 | 目標値(H24) | | |
| 人 | | 108,824 | 109,005 | 169,163 | 169,000 | | 169,000 |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| 事業名 | 廃棄物資源化事業 (ペットボトル等回収事業) | | 担当課 | ごみ減量課 |
|-------------------------------|--|-------|----------|-------|
| 診断結果 | 内容・規模見直し | 今後の方針 | 内容・規模見直し | |
| 事業概要 | 平成 8 年 2 月からペットボトルと食品トレイを市内のスーパーなど 10ヶ所で回収を開始。その後平成 9 年 11 月から 14 小学校でペットボトルの回収を開始。平成 19 年 9 月から米津地区の常設資源ステーションでもペットボトルと食品トレイの回収を開始し、資源の再利用を図っています。 | | | |
| 判定結果 に対する 取り組み 内容と効果 | <p>【取り組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度事業仕分けの判定結果を受け、平成 24 年度に課内において今後の方針を検討した。 平成 24 年 11 月に検討結果を踏まえ、以下のとおり今後の方針を決定した。 <p>①スーパー等店舗での回収及び資源化を事業主に任せる方法は、他店舗で購入した資源の混入が見込まれるため、事業主からの了解が得られない。</p> <p>②町内会の資源ステーションで全て回収する場合、回収か所数の増加に伴い、直営職員の不足又は委託料の増加が生ずる。</p> <p>以上の理由から当面は現在の事業実施方法を継続することとするが、今後も事業の見直しについては継続して検討していく。</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ペットボトル等回収事業を継続していくことにより、市全域での資源分別収集の推進の継続が可能となる。 <p>平成 24 年度実績</p> <p style="padding-left: 20px;">ペットボトル等回収事業</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費（人件費、回収用ビニール袋・網、委託料、回収箱）</p> <p style="text-align: right;">26,640,000 円</p> <p>平成 25 年度見込み</p> <p style="padding-left: 20px;">ペットボトル等回収事業</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費（人件費、回収用ビニール袋・網、委託料、回収箱）</p> <p style="text-align: right;">27,269,000 円</p> <p>平成 26 年度予算</p> <p style="padding-left: 20px;">ペットボトル等回収事業</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費（人件費、回収用ビニール袋・網、委託料、回収箱）</p> <p style="text-align: right;">27,090,000 円</p> <p style="text-align: right;">（消費税率アップ分 349,000 円）</p> | | | |

| | |
|---------------------|--|
| <p>目標・問題点・検討事項等</p> | <p>【検討事項】 回収用ビニール袋・網の経費節減を図っていく。</p> |
|---------------------|--|

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

| | |
|------------|--|
| <p>質問1</p> | <p>スーパー等の事業者にペットボトル等を自主回収させるべきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。</p> |
| <p>回答</p> | <p>近隣他市の状況を確認するため、事業仕分け後に開催された、平成23年度西三河都市清掃会議（第2回）において、スーパー等の事業者がペットボトル等を自主回収しているかについて議題として提出しました。回答では、一部のスーパー等の事業者が自主回収している市もありましたが、全ての市が直営または委託で市が回収していました。</p> <p>平成9年施行の「容器包装リサイクル法」では、容器包装（ペットボトル、トレイ、プラスチック製容器包装等）の収集・分別は市町村で行い、法律に定められた「分別基準」に適合させること、並びに適切な保管施設に保管することが義務付けられています。また、事業者には、容器包装の使用量、製造量に応じて再商品化の義務があります。</p> <p>以上から、西尾市においては、家庭から排出されるペットボトル等については市の責任で回収を行い、スーパー、コンビニ等の自主回収については事業者責任で回収、処理を行っていただくことが適切であると考えます。</p> |
| <p>質問2</p> | <p>他の資源ゴミ等の回収と同時にすることでコストダウンを図るべきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。</p> |
| <p>回答</p> | <p>ペットボトル、白色トレイは一色地区、幡豆地区では、月2回、町内の資源ステーションで回収している資源物の品目に含まれています。また、吉良地区では、町内（各自治区）に回収箱が設置されていて、いつでも排出できます。</p> <p>西尾地区では、公共施設または店舗等の拠点での回収のため、町内の資源ステーションでの回収は行っていません。西尾地区においても資源ステーションでの回収が出来ないか検討してきましたが、460以上ある資源ステーションに回収袋を前日に配布し、当日に回収するための委託料の問題があります。また、歩道に設置された資源ステーションも多い町中では、回収までの間の飛散等の心配もあるために、資源ステーションの見直しも必要になります。</p> <p>以上から、西尾地区については、これまでのような公共施設または店舗等の拠点での回収が適切であると考えます。</p> |
| <p>質問3</p> | <p>市民の協力によりコストダウンを図るべきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。</p> |

回答 西尾地区の市民にとっては、町内の資源ステーションには出せないため、遠くなりますが、公共施設または店舗等の回収場所まで持って行っていただくこと（市民の協力）で、町内の資源ステーション回収で発生する新たな委託費用が発生しなくなります。

旧三町地区では、資源ステーションでの回収、または町内（各自治区）での回収を変更（廃止）することで回収に掛かる委託料は減りますが、これは、市民サービスの低下につながることから賛同は得られないと考えます。

質問4 旧西尾地区では直営、旧一色・吉良・幡豆地区では委託となっていますが、方式を統一してコストダウンを図ることはできませんか。

回答 旧三町地区は委託で、西尾地区では、環境事業所の職員が回収しています。全てを市の職員で回収するには、他の業務もある環境事業所の職員数が足りません。また、西尾地区を委託にするには、環境事業所の職員の業務がなくなることになりますので、今のところ統一は無理と考えます。

質問5 以上の他に事業を見直すために検討している点がありましたら、具体的にお答えください。

回答 西尾地区において回収量の少ない公共施設または店舗等の拠点では、回収に掛かる費用を減らすために、使い捨てのビニール袋ではなく、何度も使える網袋に変えるようにしています。

2 西尾市行政評価委員会の講評

ペットボトル等回収事業は、資源循環型社会の構築を目的とする事業とのもので、その目的達成のために必要なサービスをより低コストで市民に提供できることを第一に事業運営をして下さい。そのためには、市民の自助努力や、地域での助け合いなど広く市民に協力を求める必要があるかと思われます。

直営と委託の問題も、委託先の選定を含め、既得権など現状の問題を理由に改革を先送りすることなく、本来の事業目的に照らして統一的な解決を目指して下さい。

委託への切替において環境事業所の職員の雇用の維持が必要であれば、現在委託としている他部署の業務を担っていただく、また直営のほうが効率的であるならば、他部署の職員の応援を得るなど、全庁的、かつ計画的に問題解決を図っていただきます。

幼児教育、学校教育、さまざまな場面で市民にひろく周知協力を求める努力、市内事業者への回収協力依頼も積極的に行うと共に、広く市民にアイデアを募るなど、リサイクル社会の構築に向けて自治体としての役割を果たすべく、事業に前向きに取り組んで下さることを切に要望します。

事業概要表

| | | | | | | | |
|--|--|-------|--|-------|-----------|----------|--------|
| 事業名称 | リサイクルプラザ運営事業 | 事業種別 | 直営 | 担当部課 | 環境部 環境業務課 | 事務事業No. | 16 |
| 事業期間 | 平成12年度(3月) ~ | 継続 | | 記入者 | 村松 武士 | | |
| 事業の経緯 | 平成12年度4月に新施設(クリーンセンター)が稼働し、平成13年度よりリサイクルプラザを開設し市民向けに、ごみ減量に対する啓蒙活動及び資源の有効利用・再利用の促進を図ってきた。 | | | | | | |
| 事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | 成果の内容 リサイクル意識の向上と有効利用を図る。 | | | | | | |
| | 実績指標名 リサイクル品販売個数 | | | | | | |
| 事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など) | 指標の推移 | | H22実績 | H23実績 | H24見込 | 目標値(H25) | 1,800 |
| | 単位 | | 1,846 | 1,821 | 1,800 | 1,800 | 1,800 |
| 成果 | 指標の推移 | | リサイクルプラザ商品売収入 | | | | 3,000 |
| | 単位 | | 3,586 | 3,565 | 3,565 | 3,000 | 3,000 |
| 千円 | 対象者名 | | リサイクルプラザ利用者(環境ウェイブ21参加者及び見学者除く) | | | | 15,000 |
| | 対象者の推移 | | H22実績 | H23実績 | H24見込 | 14,500 | 15,000 |
| 対 象 者 の 状 況 | | 将来の動向 | | 横ばい | | | |
| 民間委託 | 委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) | | なし | | | | |
| | 民間委託の受け皿 | | ■なし □あり | | | | |
| 市における類似事業 | 市における類似事業 | | なし | | | | |
| | 近隣市町の状況 | | 岡崎市、安城市、衣浦衛生組合(碧南市・高浜市)、刈谷知立環境衛生組合(刈谷市・知立市)の各クリーンセンターもリサイクルプラザ及びリサイクルショップを運営 | | | | |
| 国、県の補助金の動向 | 国、県の補助金の動向 | | リサイクルプラザ様、補助対象工事費216,270,489円 国庫補助金対象工事費2分の1 108,135,000円 | | | | |
| | 廃止したときの影響 | | リサイクル意識の向上と有効活用を図ることができなくなる。 | | | | |
| 主な事業費(H24見込) | その他特記事項(事業仕分けにかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など) | | 3,273 | | | | |
| | 補修用材料 | | 774 | | | | |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| | | | |
|-------------------|---|-------|--------|
| 事業名 | リサイクルプラザ運営事業 | 担当課 | 環境業務課 |
| 診断結果 | 民間委託（NPO等） | 今後の方針 | 引き続き検討 |
| 事業概要 | <p>市民に、ごみの減量推進とリサイクル意識を高めて頂くための施設として、ごみ減量・リサイクルについての情報コーナーを設置し、クリーンセンターの見学を希望する方の施設案内、廃品を利用した小物類の作品講習会を毎月開催。また、ごみ減量及びリサイクル意識を高めるためのイベントを年1回開催。</p> <p>クリーンセンターに搬入されたごみの中から再生可能な家具類・自転車などを補修、再生し、入札販売する。また、食器などの小物類の販売も実施。</p> | | |
| 判定結果に対する取り組み内容と効果 | <p>【取り組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度事業仕分けの判定結果を受け、25年度は程度の良い廃棄自転車の搬入が見込めないため再生販売台数毎月18台を15台に見直しを行った。 ・平成26年度予算で自転車再生のための補修用材料の見直しを行った。 ・毎月不用品を利用して行っているリサイクルプラザ講習会の他に希望による10名程度のグループでの講習会を取り入れ市民にリサイクルの重要性を周知する機会を増やした。 ・事業仕分けの判定結果を受け、リサイクルプラザの民間委託化を検討してまいりましたが、現行の臨時職員を雇用した直営方式をNPO等への民間委託に変更しても経費が削減できるとは考えにくく、また、業務の安定的かつ継続的運営を考慮しますと委託は無理と考えるところです。 <p>【効果】</p> <p>平成25年度の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の再生販売台数の見直しで246千円の削減 <p>平成24年度 18台×12月×6,500円×1.05=1,474,200円 平成25年度 15台×12月×6,500円×1.05=1,228,500円</p> <p>（平成25年度リサイクルプラザ運営事業費の内リサイクル推進業務委託費（環境ウエイブ21）を市制60周年記念事業として10万円多く予算組みをしたためリサイクルプラザ運営事業全体で16千円増額となっている）</p> <p>平成26年度の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の再生補修用材料の見直しで174千円の削減 <p>平成24年度 18台×12月×2,910円×1.05=659,988円 平成26年度 15台×12月×2,500円×1.08=486,000円</p> | | |

| | |
|---------------------|--|
| <p>目標・問題点・検討事項等</p> | <p>【検討事項】</p> <p>・リサイクルプラザでは、家具類・自転車・陶器類などを展示販売を行っていますが、入館者の方でお子様連れで見える方も多く、大人だけではなく子供もリサイクルについて学習できる場所として、ボランティアの方と共同して子供たちに、おもちゃの修理を通して物を大切に作る心・物作りの楽しさを育むコーナーを検討中。</p> |
|---------------------|--|

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

質問1 事業仕分けで、リサイクルプラザ運営事業は「民間委託化」という診断結果が出て、環境業務課で検討された結果、どこと比較し、どのような理由から経費削減が考えにくいという結論に至ったのか具体的に教えてください。

回答 近隣で同様な事業を行っている4自治体と比較しましたが、各自治体毎に運営方法に違いがあり、一概に比較することは難しいですが、家具再生業務はシルバー人材センター職員2名が週3日、9時から15時の勤務で業務費は安価であると考えます。

自転車再生業務についても、安全を重視し、資格を持った業者に委託しており、近隣自治体と同等であると考えます。臨時職員は、展示品の販売管理、ごみ減量の啓発のためのリサイクル講習会、クリーンセンターの施設見学者の対応等の業務があり、適切な人員であると考えます。以上のことから委託費・人件費の削減は難しい状況であります。

質問2 また、業務の安定かつ継続的運営を考慮すると委託は無理と考えられましたが、業務の安定しない理由、また、継続的な運営を考慮した場合の委託できない理由を具体的に教えてください。

回答 リサイクルプラザ職員は、リサイクルプラザオープン当時から臨時職員として勤務しており、展示品の販売管理だけでなく、リサイクル講習会、リサイクル作品展の企画・開催やイベントでの協力、見学者への対応などに従事しています。

このため、NPO等への委託に移行せず、長年の経験で培ったノウハウや高い能力を活用し、安定して継続した質の高い運営を実施したいと考えます。

質問3 リサイクル品の入札について、もっと周知徹底すべきという意見がありましたが、事業仕分け後、広報やホームページ等それまでに周知していた方法以外に新たに取り入れた周知方法を教えてください。

回答 新たに取り入れた周知方法は、以下の通りです。

- ・市役所本庁エレベータ上のモニターにリサイクルプラザの案内
- ・六万石くるりんバスの車内広告
- ・公共施設の掲示場所の拡大 15ヶ所から 31ヶ所
- ・環境イベント（環境 Wave21）の臨時開場

質問4 自転車や家具の修理について、売上よりもコストの方が大きいことについて、

インターネットオークションの導入や販売場所の増・移設など販売方法の再考を求める意見に対する検討結果を教えてください。

回答 インターネットオークションの導入につきましては売上の増額が期待できませんが、構築及び管理に費用が掛かかると、遠方からの落札割合が増えることにより、引き渡しスムーズに行えない。現物ではなく、画像を見ての入札により、思っていた物と違うなどが考えられますので、現行の方法を継続して実施したいと考えます。

また、販売場所の増・移設につきましては、市民にごみの減量推進とリサイクル意識を高めて頂くための啓発活動の場所としてリサイクルプラザは作られていることと、ごみとして搬入された物が再生できる数が限られること、移設することにより運搬費等の経費が発生することなどを考え、現状が効率的と考えます。

質問 5 以上の他に事業を見直すために検討している点がありましたら、具体的にお答えください。

回答 リサイクルプラザに、お子様連れで見える方も多く、大人だけでなく子供もリサイクルについて学習できる場所として、ボランティアの方と共同して子供たちに、おもちゃの修理を通して物を大切に作る心・物づくりの楽しさを育むおもちゃ病院を平成 26 年度から開院しています。

2 西尾市行政評価委員会の講評

民間のリサイクルショップやインターネットオークションなどが広く普及し、販売している商品の魅力や多様性の点では、到底、民間に太刀打ちできません。

また、本事業によって廃棄物が再生される点に一定の意義が見出しうるものの、これにより削減される廃棄物の数量は市内で排出される廃棄物の数量と比べると微々たるものであり、費用対効果の点で大いに疑問が残ります。本事業の抜本的な見直しが必要であると思います。

事業目的である「ごみの減量推進とリサイクル意識の向上」に立ち返り、市民の意識向上のためにリサイクルプラザをいかに活用していくのか、こうした観点から本事業を見直すべきです。

市民に対して環境に配慮したライフスタイルを提案する発信拠点として生まれ変わることを期待します。

事業概要表

| 事業名称 | 西尾市美術展等開催事業 | 事業種別 | 委託 | 担当前課 | 教育委員会 文化振興課 | 事務事業No. |
|--|--|--------|-------|--|--|---------|
| 事業期間 | 昭和34年度～ | 継続 | | 記入者 | 河合 淳 | 6 |
| 事業の経緯 | 西尾市美術展は、唯一西尾市の一般公募形式の美術展であり今年度で第59回となる。当初は西尾市(社会教育課)が主催し、文化協会発足後、昭和47年第13回より西尾文化協会に委託している。 文化祭については、合併協議会の引継ぎ事業で一色・幡豆の芸術文化の中心的な役割を担っている。 西尾市からの文化芸術の発信の事業。 | | | 根拠法令 根拠条例 必須業務の有無 | 文化芸術振興基本法 なし なし | |
| 事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | | | | 成果の内容 | 西尾市美術展は広く一般より公募しているため、年々応募件数も増え優秀な作品が数多く出品されるようになりました。初心者の登壇門としてベテランの技術の研鑽の場として、西尾市美術展は美術文化の向上に寄与しています。 | |
| 事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など) | 西尾市美術展 会期3日間で日本画・洋画等9部門、昨年度は410点の応募があった。 一色町文化祭 一般及び文化協会の作品展示及び芸能大会、商工会主催の物産展の合同開催。 幡豆文化祭・芸能祭 小中学生及び文化協会の作品展示及び芸能大会。 | | | 実績指標名 指標の推移 成果指標名 指標の推移 対象者名 対象者の推移 将来の動向 | 西尾市美術展出品数 単位 H22実績 H23実績 H24見込 目標値(H25) 件 385 410 420 450 美術展見学者数 単位 H22実績 H23実績 H24見込 目標値(H25) 人 1,800 2,000 2,200 2,500 西尾市民 単位 H22実績 H23実績 H24見込 目標値(H25) 人 163,135 169,163 169,573 170,000 横ばい～緩やかな減少傾向 | |
| 【収入】 | 千円 | H22実績※ | H23実績 | H24見込 | | |
| 使用料・手数料 | | | | | | |
| 国支出金(補助率) | | | | | | |
| 県支出金(補助率) | | | | | | |
| その他() | | 0 | 0 | 0 | | |
| 収入合計 | | 0 | 0 | 0 | | |
| 【支出】 | 千円 | H22実績※ | H23実績 | H24見込 | | |
| 正規職員 | 従事人数(人) | 0.00 | 0.00 | 0.00 | | |
| 臨時・嘱託・再雇用職員 | 人件費 | 0 | 0 | 0 | | |
| 人件費 | 従事人数(人) | | | | | |
| | 人件費 | | | | | |
| 事業費(予算・決算上) | | 1,163 | 2,486 | 2,486 | | |
| 支出合計 | | 1,163 | 2,486 | 2,486 | | |
| 【収支】 | 千円 | H22実績※ | H23実績 | H24見込 | | |
| 一般財源充当額 | | 1,163 | 2,486 | 2,486 | | |
| 対象者あたり一般財源充当額(円) | | 7 | 15 | 15 | | |
| 事業名称 | 事業概要 | | | 事業費 | | |
| 西尾市美術展開催委託料 | 会場費・飾り付け審査員謝礼等 | | | 1,163 | | |
| 一色町文化祭実行委員会委託料 | 会場費及び印刷製本費他 | | | 483 | | |
| 幡豆文化祭芸能祭運営委託料 | 会場費等借上料、印刷製本費他 | | | 840 | | |
| 主な事業費(H24見込) | | | | | | |
| | 国、県の補助金の動向 | | | なし | | |
| | 廃止したときの影響 | | | 市民の文化意欲や高齢者の生きがいの低下。 | | |
| | 現状の課題 | | | 現状の課題 ・市美術展は予算の都合により、審査員の依頼は市内の先生が多くなり必然的に師匠が弟子を審査する場面も出てくる。審査の公平性から見て問題がある。 ・文化会館では、作品の展示スペースが限られており出品数が増やせられない。 ・出品者の高齢化、若い人の関心がない。 | | |
| | 近隣 | | | 愛知県は、愛知県文化協会連合会主催の美術展(県文連美術展) 知立市・安城市・刈谷市が文化協会主催、岡崎市は美術協会、豊田市と碧南市は教育委員会主催で開催している。 | | |
| | 民間委託 | | | 委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) 民間委託の受け皿 民間委託 市における類似事業 | 文化協会に委託し実施している □なし ■あり(文化協会) | |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| | | | | |
|-------------------------------|--|-------|-----|-------|
| 事業名 | 西尾市美術展等開催事業 | | 担当課 | 文化振興課 |
| 診断結果 | 内容・規模見直し | 今後の方針 | 見直し | |
| 事業概要 | <p>西尾市美術展 会期 3 日間で日本画・洋画等 9 部門、昨年度は 410 点の応募があった。</p> <p>一色町文化祭 一般及び文化協会の作品展示及び芸能大会、商工会主催の物産展の合同開催。</p> <p>幡豆 文化祭・芸能祭 小中学生及び文化協会の作品展示及び芸能大会。</p> | | | |
| 判定結果 に対する 取り組み 内容と効果 | <p>【取り組み内容】 平成 24 年度の事業仕分けの判定結果を受けて、事業内容の充実を行ないました。西尾市美術展には旧三町の市民の方の参加を呼びかけました。</p> <p>【効果】 西尾市美術展では 24 年度は出品数が 349 点であったものが、394 点に増加しました。そのうち、旧三町分は 24 年度が 45 点が 48 点と増加しました。</p> | | | |
| 目標・問題 点・検討事 項等 | <p>【目標】 ・西尾市からの芸術文化の発信を行い、市民が作品を発表する場と芸術に触れ合う機会を提供する。</p> <p>【検討事項】 ・美術展開催事業は合併前の各文化協会毎に別々に行っており、今後共同開催などを検討していく。</p> | | | |

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

| | |
|------|--|
| 質問 1 | 事業仕分けでは内容・規模見直しと判定され、「利用ニーズを調査すべき」「全体的なビジョン・考えを整理すべき」などが仕分け人や判定人から求められていましたが、その後事業の見直しについて具体的には何をされましたか。 |
| 回答 | 事業の委託をしている各文化協会に事業仕分けの結果を伝えて、見直しを依頼しましたが、大きな見直しには至っていません。 |
| 質問 2 | 仕分け人から、合併後の文化協会の統合、商工会の統合を進めた上で市としての文化祭を行うと同時に美術展を行う、地域文化の振興の観点から文化振興課だけでなく商工観光課も加わり全体で考える、子供の作品は教育委員会主導で等の提言がありましたが、いかがですか。 |
| 回答 | 文化協会の合併については、その後も各団体から意見を聞き、協議を行ってききましたが、しばらくは現行のまま活動を行うという結論に達しております。いっしき文化のまつりは一色町商工会の商工まつりと同時開催しております。 |

小中学校の児童や生徒の作品については、いっしき文化のまつり、はず文化祭には出品をしております。

質問3 賞金について、再考を求める意見も多数ありましたが、その後どのように検討が課内でなされたのでしょうか。

回答 賞金については、文化協会と協議をしましたが、必要であるとの結論に至っています。

質問4 西尾市が主催する西尾市美術展、一色町文化祭、幡豆文化祭芸能祭が市からの委託事業として行われているが、合併前の流れが引き継がれておりそれぞれの文化協会の意向を尊重しているとの現状を、一旦市主導で再編することを検討しましたか。

回答 文化協会の合併については、各文化協会の役員を集めて何度か協議をしましたが、今まで各地域で行ってきた経緯と実績があり、地元での開催をしたいという文化協会の意向が強いため、従来の方方法にて行っています。

質問5 出品料を徴収する、広告などによる歳入の確保、賞品（市内産直物等）の提供など事業費縮減のための努力を求める意見も多数ありましたが、検討されたことはありますか。

回答 出品料は広く市民の発表の場を設けるため徴収はしませんが、賞品は市内の団体や報道機関等から提供をいただいています。広告による収入については今まで行ってきませんでした。今後検討をしてみたいと考えています。

質問6 以上の他に事業を見直すために検討している点がありましたら、具体的にお答えください。

回答 平成26年度から、文化協会合同美術展を市役所多目的室で開催をして、文化協会の交流を進めています。来年度は、国民文化祭に際して、各文化協会合同で民俗芸能大会を開催する計画があります。

2 西尾市行政評価委員会の講評

広告などによる歳入確保や賞品（市内の特産物等）提供の呼びかけなど、事業費削減のための工夫を積極的に推進していただきたい。

また、文化協会合同の美術展や民俗芸能大会の開催を通して、協会相互の交流を深め近い将来には、統合したスケールの大きな美術展・文化祭・芸能祭の実現を目指して欲しいものです。

事業概要表

| 事業名称 | 廃棄物資源化事業 空き缶等分別収集事業 | 事業種別 | 委託 | 担当部課 | 環境部ごみ減量課 | 事務事業No. |
|--|--|-------------------|---------|--|---|---------|
| 事業期間 | 平成4年度 | 継続 | | 記入者 | 三治 徹 | 2 |
| 事業の経緯 | 平成3年4月に公布された資源の有効な利用の促進に関する法律の施行を受け、ごみの大量使用・廃棄を抑制し、リサイクルによる資源の有効利用を図るために、平成4年7月から平坂小学校区をモデル地区とし空き缶・空きびんの分別収集を開始した。平成7年7月には全域に拡大し、平成9年7月からは古紙類、平成19年8月からは金物類の分別収集を実施している。市長マニフェスト「ごみの減量と資源化のため、リデュース、リデュース、リサイクルの4Rを推進しごみの削減減を目指します。」第7次西尾市総合計画 第3編基本計画 第5章「安全」とうるおいのある環境づくり」 | | | 根拠法令 | 資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 | |
| 事業目的・事業の位置づけ (首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | | | | 根拠条例 | なし | |
| 事業概要 施設概要(規模、階数、建築年度など) | | | | 必須業務の有無 | なし | |
| | | | | 成果の内容 | 可燃ごみ、不燃ごみとして廃棄されていた資源を分別回収再利用することで、ごみの焼却、最終処分等のコストの縮減、資源循環型社会の推進を行ってきた。 | |
| | | | | 実績指標名 | 資源物の収集量 | |
| | | | | 指標の推移 | 単位 H23実績 H24実績 H25見込 目標値(H26) | |
| | | | | 成果指標名 | t 5,425 5,130 5,130 5,425 | |
| | | | | 指標の推移 | リサイクル率 | |
| | | | | 対象者の推移 | 単位 H23実績 H24実績 H25見込 目標値(H26) | |
| | | | | 対象者の状況 | % 16.00% 15.00% 15.00% 16.00% | |
| | | | | 対象者の状況 | 一般市民 | |
| | | | | 将来の動向 | 単位 H23実績 H24実績 H25見込 目標値(H26) | |
| | | | | 委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) | 人 169,163 169,573 169,769 170,000 | |
| | | | | 民間委託 | 横ばい～緩やかな減少傾向 | |
| | | | | 民間委託 | 資源回収等を行っている市内の8業者に、年間契約で分別収集業務を委託している。 | |
| | | | | 市における類似事業 | □なし ■あり(具体的に:市内の資源回収業者等に委託。) | |
| | | | | 近隣市町の状況 全国の動向 | なし | |
| | | | | 国、県の補助金の動向 | 近隣市町においても、直営、委託等で資源分別収集事業を行っている。 | |
| | | | | 廃止したときの影響 | なし | |
| | | | | その他特記事項(公開事業診断にかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など) | 資源として有効利用できるものが、ごみとして出されるため、焼却、最終処分等のコストが増大し、資源循環型社会構築の後退につながる。 | |
| | | | | | 近年、資源物の収集量が減少傾向にある。資源の有効活用と資源循環型社会の形成を更に推進するには、収集量を増加させなければならない。 | |
| | | | | | そこで、一番重要なことは、排出者である市民に分別収集の必要性を再認識してもらう意識改革が不可欠である。 | |
| | | | | | その為にはガイドブック等啓発資料の定期的な発行、資源分別収集実施地区奨励金の増額などソフト面の充実が必要と考える。 | |
| 【収入】 | 千円 | H23実績 H24実績 H25見込 | | 対象者の状況 | | |
| 使用料・手数料 | | | | 将来の動向 | | |
| 国支出金(補助率) | | | | 委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) | | |
| 県支出金(補助率) | | | | 民間委託 | | |
| その他(資源物売却代) | 19,938 | 22,202 | 15,795 | 市における類似事業 | | |
| 収入合計 | 19,938 | 22,202 | 15,795 | 近隣市町の状況 全国の動向 | | |
| 【支出】 | 千円 | H23実績 H24実績 H25見込 | | 国、県の補助金の動向 | | |
| 正社員 | 0.10 | 0.10 | 0.10 | 廃止したときの影響 | | |
| 臨時・嘱託・再雇用職員 | 699 | 699 | 699 | その他特記事項(公開事業診断にかけたい理由、議論して欲しい点、留意事項など) | | |
| 事業費(予算・決算上) | 120,300 | 154,584 | 157,025 | | | |
| 支出合計 | 120,999 | 155,283 | 157,724 | | | |
| 【収支】 | 千円 | H23実績 H24実績 H25見込 | | | | |
| 一般財源充当額 | 102,885 | 133,081 | 142,029 | | | |
| 対象者あたり一般財源充当額(円) | 608 | 785 | 837 | | | |
| 事業名称 | 事業概要 | 事業費(円) | | | | |
| 報償金 | 資源分別収集実施地区奨励金 | 7,825,000 | | | | |
| 消耗品 | 資源物回収用コンテナ | 1,263,000 | | | | |
| 印刷製本費 | ごみカレンダー・ガイドブック作成 | 2,997,000 | | | | |
| 委託料 | 資源物分別収集業務委託料 | 144,940,000 | | | | |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| 事業名 | 空き缶等分別収集事業 (事業、奨励金) | | 担当課 | ごみ減量課 |
|-------------------------------|--|-------|-------------------|-------|
| 診断結果 | (事業) 内容・規模見直し (奨励金) 抜本的見直し | 今後の方針 | (事業) — (奨励金) — | |
| 事業概要 | <p>・各町内会の資源ステーション（約 700 箇所）で、月 2 回空き缶、空きびん、古紙、金物類等の分別収集を行っている。</p> <p>・資源分別意識の向上と啓発のため、ごみカレンダーを毎年、ごみの分け方・出し方ガイドブックを随時作成し、各家庭に配布している。</p> <p>・市の資源分別に協力する各町内会に対して、資源分別指導、ステーションの維持・管理等のため、奨励金を交付している。(均等割 1 町内会当たり 5,000 円、世帯割 1 世帯当たり 100 円)</p> | | | |
| 判定結果 に対する 取り組み 内容と効果 | <p>●事業</p> <p>【取り組み内容】</p> <p>・平成 25 年度公開事業診断の判定結果を受け、平成 25 年 9 月課内において今後の方針を検討した。</p> <p>・平成 25 年 11 月検討した結果以下のとおり今後の方針を決定</p> <p>①資源物の回収量が減少傾向にあっても、回収する各町内会のステーション数が減ることにはならないため、回収量の減少を理由に委託料を減額することはできない。</p> <p>②資源物の回収方法は、町内会が管理している現在のステーション回収が排出者側から考えても適当である。</p> <p>③市域全域で回収及び売り渡し業務を 1 業者に集約することは、業者全体で協同組合的な組織ができないと無理がある。</p> <p>以上の理由から当面は現在の事業実施方法を継続していく。</p> <p>なお、今後も事業の見直しについては継続して検討していく。</p> <p>●奨励金</p> <p>【取り組み内容】</p> <p>・平成 25 年度公開事業診断の判定結果を受け、平成 25 年 8 月課内において今後の方針を検討。全町内会長への奨励金に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>・平成 25 年 9 月、町内会長全員の 400 人に対しアンケート調査を実施（回答率 79%）。</p> <p>・平成 25 年 11 月 6 日、代表町内会長会議においてアンケート及びアンケート結果及び今後の方向性を検討することを説明した。</p> <p>・平成 25 年 11 月アンケート調査結果を踏まえ課内で方向性を検討。奨励金を適正に活用しているため今後も必要との回答が 82%に達していたため、今後も市全域で資源分別収集を推進していくには、町内会の協力が不</p> | | | |

| | |
|---------------------|--|
| | <p>可欠であり奨励金事業は必要であるとの検討結果に至り、当面は事業を継続実施していく方針を決定。</p> <p>●事業</p> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等分別収集事業を継続していくことにより、市全域での資源分別収集の推進の継続が可能となる。 <p>平成 25 年度見込み</p> <p style="padding-left: 20px;">空き缶等分別収集事業（事業）</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費（回収用コンテナ、ごみカレンダー、委託料）</p> <p style="padding-left: 100px;">149,035,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">資源ごみ売却代</p> <p style="padding-left: 100px;">19,495,000 円</p> <p>平成 26 年度予算</p> <p style="padding-left: 20px;">空き缶等分別収集事業（事業）</p> <p style="padding-left: 40px;">事業費（回収用コンテナ、ごみカレンダー、ごみガイドブック、委託料）</p> <p style="padding-left: 100px;">158,406,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">（消費税アップ分増 3,976,000 円、ガイドブック分増 5,000,000 円）</p> <p style="padding-left: 40px;">資源ごみ売却代</p> <p style="padding-left: 100px;">18,580,000 円</p> <p>●奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等分別収集事業（奨励金）を継続していくことで、市全域での資源分別収集の推進の継続が可能となる。 <p>平成 25 年度見込み</p> <p style="padding-left: 20px;">資源分別収集実施地区奨励金</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 5,000 円×400 町内会=2,000,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">世帯割 100 円×56,665 世帯=5,666,500 円</p> <p style="padding-left: 80px;">合計 7,666,500 円</p> <p>平成 26 年度予算</p> <p style="padding-left: 20px;">資源分別収集実施地区奨励金</p> <p style="padding-left: 40px;">均等割 5,000 円×403 町内会=2,015,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">世帯割 100 円×58,500 世帯=5,850,000 円</p> <p style="padding-left: 80px;">合計 7,865,000 円</p> |
| <p>目標・問題点・検討事項等</p> | <p>●事業</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き有価物売却収入の確保及びコストを意識した最適な事業実施方法を探っていく。 <p>●奨励金</p> <p>【検討事項】</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>・アンケート結果からも、ごみステーションの設置・改修にかかる助成を要望する旧三町地区からの声が出ており、今後どのように対応していくべきかを検討していく必要がある。</p> |
|--|--|

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

質問 1 奨励金については必要ないとする意見が多数でした。奨励金制度の維持を直接の受益者たる町内会宛に取ったアンケート結果だけで市民の納得を得ることは難しいと考ええますが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。

回答 奨励金は各町内会の指定した口座に支払います。また、各町内会は総会等で収支の報告を行うため、市から支払われた資源分別収集実施地区報奨金について市民は理解していただいていると思います。アンケートの結果、今後も奨励金が必要であると回答した町内会が80%以上に達したため当面事業を継続実施していくことにしましたが、市民にとっても町内会の要望どおり報奨金が必要であると考え市民が多いのではないかと思います。

なお、ごみステーションの設置・改修に掛かる費用の助成を要望する町内会が、旧三町地区にはあることから、奨励金の一部または全部を助成金に出来ないか引き続き検討していきます。

質問 2 奨励金は各町内会へ均等（均等割、世帯割）に割り振られており、事業目的達成に資する奨励金として機能しているように思われませんが、いかがでしょうか？

回答 奨励金は、各町内会に年額で均等割 5,000 円と世帯数掛ける 100 円の合計ですので、世帯数の多い町内会には多くの奨励金が支払われます。これにより、各町内会毎に公平であり、事業目的を達成していると考えます。

質問 3 奨励金を支払う代わりにごみステーションの設置費用を町内会に負担してもらっているとのことですが、これからごみステーションを設置しなければならない町内会の負担は非常に大きいと思われます。これから設置する町内会と既に設置している町内会の不公平を解消する方法を検討していますか。

回答 合併前の旧三町地区では、ごみステーションの設置時に町が費用の一部を負担していましたが、新市が行っている各町内会への奨励金はありませんでした。また、これから新たにごみステーションを設置する各町内会には、毎年支払われます奨励金を設置費用の一部に充てていただくようお願いしておりますので、各町内会での不公平はないのではと考えます。

質問 4 入札方式を採用するなど委託業者の見直しをすべきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。

回答 旧三町は地元の業者にそれぞれ委託している経緯があり、また、地元業者（産業）を育成していく意味でも、全業者の加入する組合ができていない今の段階で

の入札方式は、実情にあっていないと考えます。

質問5 資源物の収集量は平成7年ころと比べて何%減少していますか。収集量が減少しているにもかかわらず、委託料が維持されているようですが、その理由について教えてください。

回答 資源物の収集量で大きく減少したのは古紙類です。20年前では古紙類の分別収集は行われていないので、西尾地区で古紙類の分別収集業務を委託した平成20年度と比較すると、平成20年度の収集量は約1,728ト、平成26年度は約860トでした。収集量は6年で半分に減りましたが、委託料はほぼ同額です。理由としては、収集量は減っても資源ステーションの数に変化はないので、回収に係る人件費、車両費、燃料費等もほとんど変わらないためです。

質問6 ペットボトル等回収事業と空き缶等分別収集事業を統合することでコストダウンを図る余地はありませんか。

回答 空き缶はプレスパッカー車を使い、空きびん、ペットボトル等はロングボディーの資源車を使います。同じ車両で回収することはできず、品目ごとの回収になります。

質問7 以上の他に事業を見直すために検討している点がありましたら、具体的にお答えください。

回答 資源物収集量の減少は顕著（特に古紙類）であるため、委託料の削減が出来ないか委託業との話し合いを検討しています。

2 西尾市行政評価委員会の講評

ゴミ問題は毎日の生活に直結し、市民には一番身近な問題とも言えます。事業目的とされているごみの減量と資源化を出来るだけ低コストで実施するには市民の協力は欠かせません。

合併後も旧地区割りで事業方法が大きく異なるようですが、前例や慣習に囚われることなく、果敢に抜本的な改革に取り組んで欲しいものです。

奨励金制度の維持を直接の受給者たる町内会長あてにアンケートをとるなどは改革を先送りし、従前どおりの制度を継続するための実績作りではないかと疑いの目を向けたり、回収量が半減しているにもかかわらず委託料が同額であること等に違和感を覚えたりする市民も少なくないと思われます。

痛みを伴う協力を求めるためには、生ごみを除いた資源ごみの回収のうち、空き缶等分別収集において売却代金を除いた実質的な出費が26年度で約1億4000万円。1町内会平均35万円もかかっていることや、ゴミ収集全体に関わる一人当たり費用など、市民に身近な単位での数字を示し、市民のアイデアを募るなどの工夫もして頂きたい。

事業概要表

| 事業名称 | 廃棄物資源化事業 集団回収推進事業 | 事業種別 | 補助 | 担当部課 | 環境部ごみ減量課 | 事務事業No. | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--------|--------|----------|----------|------------|----|-------|-------|-------|----------|---|-------|-------|-------|-------|----|-------|-------|-------|----------|---|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|----------|----|-----|-----|-----|-----|
| 事業期間 | 平成3年度 | 継続 | | 記入者 | 三治 徹 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の経緯 | <p>ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、平成3年4月より自主的に資源回収活動(集団回収)を行う市民団体に対して、報奨金を交付しています。平成23年4月の合併により、一色地区、吉良地区及び幡豆地区の市民団体も交付の対象となりました。資源の有効利用は、環境への負荷の軽減と同時に、ごみの減量やごみ処理施設の延命につながっています。</p> <p>市長マニフェスト「ごみの減量と資源化のため、リデュース、リデュース、リユース、リサイクルの4Rを推進し、ごみの削減減を目指します。」第7次西尾市総合計画 第3編基本計画 第5章「安全とつるおいのある環境づくり」</p> <p>・報奨金交付の対象となる団体は、①西尾市内に活動拠点を有する団体であること②地域社会に貢献できる性格を有する団体であること③営利を目的としない団体であること</p> <p>・集団回収を行う市民団体が報奨金を受け取る手続きは、①団体として登録すること②市に登録されている業者に資源回収品を売却する③ごみ減量課に報奨金の交付申請をする④報奨金が振り込まれる</p> <p>・報奨金対象品目及び交付金額は、古紙類、布類、ガラスびん(茶色)の1升びん・ビールびん、金物類(アルミ缶・スチール缶・金属類)1kgにつき5円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業目的・事業の位置づけ(首長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | <p>資源の有効利用を推進し、ごみの削減減を目指します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業概要(施設概要(規模、階数、建築年度など)) | <p>報奨金交付の対象となる団体は、①西尾市内に活動拠点を有する団体であること②地域社会に貢献できる性格を有する団体であること③営利を目的としない団体であること</p> <p>・集団回収を行う市民団体が報奨金を受け取る手続きは、①団体として登録すること②市に登録されている業者に資源回収品を売却する③ごみ減量課に報奨金の交付申請をする④報奨金が振り込まれる</p> <p>・報奨金対象品目及び交付金額は、古紙類、布類、ガラスびん(茶色)の1升びん・ビールびん、金物類(アルミ缶・スチール缶・金属類)1kgにつき5円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【収入】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料・手数料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国支出金(補助率) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県支出金(補助率) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他() | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【支出】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正規職員 | 従事人数(人) | 0.10 | 0.10 | 0.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 臨時・嘱託・再雇用職員 | 人件費 | 699 | 697 | 697 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | 従事人数(人) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人件費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費(予算・決算上) | 16,881 | 16,576 | 17,273 | 17,494 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出合計 | 17,580 | 17,273 | 18,191 | 18,191 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【収支】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般財源充当額 | 17,580 | 17,273 | 18,191 | 18,191 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者あたり一般財源充当額(円) | 93,511 | 91,392 | 95,742 | 95,742 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業名称 | 事業概要 | | | | | 事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報奨金 | 資源回収事業報奨金(集団回収分) | | | | | 17,450,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 印刷製本費 | 集団回収取扱票 | | | | | 44,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主な事業費(H26見込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当部課 | <p>記入者 三治 徹</p> <p>根拠法令 なし</p> <p>根拠条例 なし</p> <p>必須業務の有無 なし</p> <p>成果の内容 集団回収で団体が集めた資源回収量は、市が月2回、各町内から集める資源回収量を上回り、資源リサイクルの大きな原動力となっています。</p> <p>実績指標名 資源物の回収量</p> <p>指標の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>単位</td> <td>H24実績</td> <td>H25実績</td> <td>H26見込</td> <td>目標値(H27)</td> </tr> <tr> <td>t</td> <td>3,366</td> <td>3,306</td> <td>3,490</td> <td>3,450</td> </tr> </table> <p>成果指標名 リサイクル率</p> <p>指標の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>単位</td> <td>H24実績</td> <td>H25実績</td> <td>H26見込</td> <td>目標値(H27)</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td>15.00</td> <td>15.10</td> <td>15.50</td> <td>16.00</td> </tr> </table> <p>対象者の状況</p> <p>対象者の推移</p> <table border="1"> <tr> <td>登録団体</td> <td>H24実績</td> <td>H25実績</td> <td>H26見込</td> <td>目標値(H27)</td> </tr> <tr> <td>単位</td> <td>188</td> <td>189</td> <td>190</td> <td>190</td> </tr> </table> <p>将来の動向 横ばい～緩やかな減少傾向</p> <p>委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) 民間委託</p> <p>民間委託の受け皿 民団委託</p> <p>市における類似事業 なし</p> | | | | | | 単位 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | t | 3,366 | 3,306 | 3,490 | 3,450 | 単位 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | % | 15.00 | 15.10 | 15.50 | 16.00 | 登録団体 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | 単位 | 188 | 189 | 190 | 190 |
| 単位 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| t | 3,366 | 3,306 | 3,490 | 3,450 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単位 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| % | 15.00 | 15.10 | 15.50 | 16.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登録団体 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | 目標値(H27) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単位 | 188 | 189 | 190 | 190 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>近隣市町においても団体の集団回収に対する報奨金の交付を行なっています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務事業No. | <p>■なし □あり(具体的に)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>横ばい～緩やかな減少傾向</p> <p>資源回収業者が資源物を買います。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>■なし □あり(具体的に)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>なし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>近隣市町においても団体の集団回収に対する報奨金の交付を行なっています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>なし</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境部ごみ減量課 | <p>報奨金交付を廃止すると、資源回収を行う団体が減ることによって資源物の回収量が減り、リサイクル率が低下します。また、古紙類の多くは、民間の戸別回収業者に回ります。</p> <p>市民団体による資源回収は、市の行う月2回の資源回収以外に、市民に資源を出す機会を与えていることと、その活動に対する団体の役員等が毎年又は一定期間で代わっていくため、分別に対する理解が深くなっていく市民が増え、この減量及びリサイクルの推進に有効な手段であります。資源物の回収を併せて実施することは、ごみの減量及びリサイクルの推進に有効な手段であります。資源物によっては、業者への売却金が0円の商品目もあるため、団体への助成が必要であると考えます。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| 事業名 | 廃棄物資源化事業 (集団回収推進事業) | | 担当課 | ごみ減量課 |
|-------------------------------|---|-------|--------|-------|
| 診断結果 | 内容・規模見直し | 今後の方針 | 規模変更なし | |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・報奨金交付の対象となる団体は、①西尾市内に活動拠点を持つ団体であること②地域社会に貢献できる性格を持つ団体であること③営利を目的としない団体であること ・集団回収を行う市民団体が報奨金を受け取る手続きは、①団体として登録する②市に登録されている業者に資源回収品を売却する③ごみ減量課に報奨金の交付申請をする④報奨金が振り込まれる ・報奨金対象品目及び交付金額は、古紙類、布類、ガラスびん（茶色の一升びん・ビールびん）、金物類（アルミ缶・スチール缶・金属類）1kgにつき5円 | | | |
| 判定結果 に対する 取り組み 内容と効果 | <p>【取り組み内容】</p> <p>公開事業診断において、「内容・規模見直し」の判定を受けた後、ごみ減量課内で検討を行った。</p> <p>全ての資源物1kg当たり5円の報奨金単価について、西三河9市の状況との比較検討を行った。結果は、当市よりも単価が高い市が、安城市・碧南市の7円、刈谷市の6円の3市、また、豊田市は当市と同額の5円ではあるが、2品目以上を回収する場合、1回当たり2,000円を上乗せしている。</p> <p>また、当市よりも単価が低い市は2市あり、蒲郡市の4円と高浜市の3円であるが、蒲郡市は、品目の中で牛乳パック・アルミ缶・スチール缶は10円としており、高浜市もアルミ缶・スチール缶は当市と同じく5円としている。</p> <p>次に当市と同額の市は、岡崎市が全て当市と同じで5円、知立市がアルミ缶・スチール缶が3円で、それ以外の品目が当市と同じ5円としている。9市とは別に、近隣の幸田町では、全て6円としている。このことから、当市の報奨金1kgあたり5円は、決して高い単価ではないと考えられる。</p> <p>なお、事業については、本事業が団体の自主的な活動であること、市の回収と団体の回収を併せて実施することは、ごみの減量化及びリサイクルの推進に有効な手段となっていることなどを考えた場合、現在の団体への報奨金制度は必要不可欠であり、報奨金単価についても近隣市町と比較した場合、決して高い単価ではないと考えられる。</p> <p>【効果】</p> <p>集団回収推進事業を継続していくことにより、資源物の中でも多くを占める古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）については、市が月2回、各町内会の資源ステーションで回収している分別収集量以上の資源物が回収</p> | | | |

| | |
|--------------|---|
| | <p>できる。</p> <p>平成25年度古紙類回収実績</p> <p> 集団回収 3,037,840 kg</p> <p> 分別収集 1,783,230 kg</p> <p>平成26年度古紙類回収実績</p> <p> 集団回収 2,994,652 kg</p> <p> 分別収集 1,581,560 kg</p> <p>平成27年度古紙類回収見込み</p> <p> 集団回収 約 2,900,000 kg</p> <p> 分別収集 約 1,500,000 kg</p> |
| 目標・問題点・検討事項等 | <p>【目標】</p> <p>平成27年度の集団回収事業においては、本年度と同じ内容を継続していき、近隣市町の動向を注視しつつ、今後も事業内容の見直しを含めた検討も継続していく。</p> |

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

| | |
|--|--|
| <p>質問1 目標の達成手段として不相当として、報奨金制度について見直す(報奨金を減額して、各団体に対する事業助成金とする等も含む)べきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。</p> | <p>回答 公開事業診断の判定を受けて、課内では、①制度自体を廃止したらどうか②報奨金の単価を下げたらどうかの2点について検討しました。</p> <p>制度を廃止した場合については、当事業の目的がごみの減量とリサイクルの推進であることから、団体による集団回収は、市民の資源物排出機会の増加、資源分別意識の高揚には不可欠であり、また、これまでの回収実績から、特に古紙類については、各町内会の資源ステーションからの回収量の2倍近くが団体の集団回収によるものであり、資源を集めるためには、団体による集団回収は今後も必要であるという結論に達しました。</p> <p>報奨金の単価を引き下げたらどうかについては、同様の制度を実施している近隣市町の状況を調べました。全ての資源物1kg当たり5円の報奨金単価について、比較検討を行った結果、当市よりも単価が高い市が、安城市、碧南市の7円、刈谷市の6円の3市、また、豊田市は当市と同額の5円ですが、2品目以上を回収する場合、1回当たり2,000円を上乗せしています。また、当市よりも単価が低い市は2市あり、蒲郡市の4円と高浜市の3円ですが、蒲郡市は、品目の中で牛乳パック・アルミ缶・スチール缶は10円としており、高浜市もアルミ缶・スチール缶は当市と同じく5円としています。次に当市と同額の市は、岡崎市が全て当市と同じで5円、知立市がアルミ缶・スチール缶が3円で、それ以外の品目が当市と同じ5円としています。9市とは別に、近隣の幸田町では、全て6円としています。このことから、当市の報奨金1キロあたり5円は、決して高い単価ではないと考えられます。</p> <p>以上の検討から、事業については、本事業が団体の自主的な活動であること、</p> |
|--|--|

市の回収と団体の回収を併せて実施することは、ごみの減量化及びリサイクルの推進に有効な手段となっていることなどを考えた場合、現在の団体への報奨金制度は必要不可欠であり、報奨金単価についても近隣市町と比較した場合、決して高い単価ではないとの結論に達しました。

質問2 市が入札などにより積極的に関与し資源回収品の売却単価を引き上げることで報奨金を削減すべきだという意見が複数ありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。

回答 団体が集めた資源物を、入札などにより市が積極的に関与して売却出来ないかについて検討しましたが、集団回収を行う団体の回収量、回収方法はさまざまで、小学校のPTAによる回収量は、1回に数十トにもなりますが、町内会、老人会では、1回に数十キの団体もあります。また、各団体は地元の資源回収業者と打合せを行っていますが、業者が集まった資源物を取りに行くケース、団体が業者に直接資源物を持ち込むケースなどで業者が団体に支払う売却単価も異なってきます。団体が集めた資源物を一旦市で保管して、改めて入札等で業者に高く売却するには、集めた資源物の保管場所、資源物の管理等のために新たな費用が必要になります。また、この場合、団体も業者に取りに来てもらえないので、自ら資源物を市の保管場所まで運ぶ必要があります。回収量の少ない団体は可能でも、これまでのように、地元の業者ではなく、団体によっては遠くなってしまう市の保管場所に運ぶのも大変ですし、例えば、1回に数十トの資源物を集めている小学校のPTAが運搬することは出来ないと思います。これまでは、業者が、団体に車両、コンテナ等は無償で提供しているために集団回収がスムーズに行われています。

以上の点から、団体ごとの勝手を知った地元業者にさまざまな方法で回収してもらえる現行のやり方が適切であり、団体と業者の間に市が関与して、新たな費用を掛けて、市が集まった資源物を入札等により業者へ売却することは適切ではないと考えます。

質問3 市が協力要請するなど回収業者(専売店等)の回収率を向上させることで報奨金を廃止すべきだという意見がありましたが、その後課内ではどのように検討されたか具体的に教えてください。

回答 新聞販売店が回収を委託している業者は、販売者の責任として、3、4年前から比較的売却単価の高い古紙類について玄関先での戸別回収をしています。集めた古紙類は、市外の業者に持ち込まれ、西尾市の資源物には計上されません。市民にとっては、市の回収、団体の回収とは別に、販売業者の回収もあり古紙類の排出機会が多いことは便利ではありますが、集めた資源物が売却できて市の歳入になる町内会の資源ステーションでの回収と、団体が集めることで、報奨金の対象となる集団回収については、西尾市の資源物に計上されるため、回収率を上げるために市が積極的に市民にお願いしたいのは、市と団体の回収であります。このため、市民に新聞販売店の戸別回収への協力を市が要請することは適切では

ないと考えます。

質問4 以上の他に事業を見直すために検討していましたが、具体的にお答えください。

回答 団体への報奨金制度自体は継続していくべきだと考えますが、今後も、業者が団体にお金を払って資源物を買って取ってもらえるのかの心配はあります。10年ほど前は、資源価格が下がってしまって、団体の回収分だけ市が業者に逆有償で支払っていた時代もありました。この先、資源価格の変動も視野に入れて報奨金制度は考えていくべきであります。

また、売却単価一律キロ5円についても、回収量が全体の9割を占める古紙類については、団体が業者から受け取る売却代はキロ当たり1円から2円程度ですので、市の報奨金は必要であります。例えば、アルミ缶については、団体が業者から受け取る売却代はキロ当たり50円以上になります。これに、更に市の報奨金が必要かについては、今後も検討していく必要があります。

2 西尾市行政評価委員会の講評

本事業による報奨金が小学校PTA、町内会、老人会などの各種団体の重要な収入源になっており、これら団体の廃品回収活動を通じて市民のリサイクル意識の向上に少なからず寄与している現状を踏まえると、本事業には相応の意義があると認められます。

ただ、廃品回収による収入は資源価格による影響を受けるため、資源価格の変動を注視して、報奨金の単価は適宜見直していく必要があると思われま。

事業概要表

| 事業名称 | 文化協会補助事業 | 事業種別 | 補助 | 担当部課 | 文化振興課 | 事務事業No. |
|--|---|-------|-----------|---------|---|---------|
| 事業期間 | 昭和62年度 | 継続 | | 記入者 | 石川浩治 | 4 |
| 事業の経緯 | 文化協会を育成し、活動費を補助することによって、市民が幅広く参加できる文化活動に対して支援を行うことで、市民の文化芸術活動の活性化を図る。 | | | 根拠法令 | なし | |
| | 文化協会の育成及び活動費に対する補助を行う。 | | | 根拠条例 | なし | |
| | 市内の4つの文化協会に対して運営補助金を支出している。 | | | 必須業務の有無 | なし | |
| 事業目的・事業の位置づけ (市長公約、マニフェスト、総合計画、緊急度など) | 西尾文化協会 1,424,000円 | | | 成果の内容 | 市民が芸術文化を発表する機会を提供するとともに、芸術に触れ合う機会を提供して、市民の文化芸術活動の活性化を図ってきた。 | |
| 事業概要 施設概要(規模、階数、 建築年度など) | 西尾市一色地域文化協会 656,000円 | | | 実績指標名 | 各文化協会会員数 | |
| | 西尾市吉良地域文化協会 560,000円 | | | 指標の推移 | 単位 H24実績 H25実績 H26見込 目標値() | |
| | 西尾市幡豆地域文化協会 560,000円 | | | 指標の推移 | 人 3,395 3,291 3,291 3,291 | |
| | | | | 補助金 | | |
| 【収入】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | |
| 使用料・手数料 | | | | | | |
| 国支出金(補助率) | | | | | | |
| 県支出金(補助率) | | | | | | |
| その他() | | | | | | |
| 収入合計 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 【支出】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | |
| 正規職員 | 従事人数(人) | 0.10 | 0.10 | 0.10 | | |
| 臨時・嘱託・再雇用職員 | 人件費 | 699 | 697 | 697 | | |
| 事業費(予算・決算上) | 3,500 | 3,500 | 3,500 | 3,200 | | |
| 支出合計 | 4,199 | 4,197 | 4,197 | 3,897 | | |
| 【収支】 | 千円 | H24実績 | H25実績 | H26見込 | | |
| 一般財源充当額 | 4,199 | 4,197 | 4,197 | 3,897 | | |
| 対象者あたり一般財源充当額(円) | 1,237 | 1,275 | 1,275 | 1,184 | | |
| 事業名称 | 事業概要 | | 事業費 | | | |
| 西尾文化協会 | 運営費補助金 | | 1,424,000 | | | |
| 西尾市一色地域文化協会 | 運営費補助金 | | 656,000 | | | |
| 西尾市吉良地域文化協会 | 運営費補助金 | | 560,000 | | | |
| 西尾市幡豆地域文化協会 | 運営費補助金 | | 560,000 | | | |
| 計 | | | 3,200,000 | | | |
| 将来の動向 | 各文化協会の会員数は横ばいから緩やかな減少方向 | | | | | |
| 委託の現状(実施の有無、委託先、委託期間、選定手法など) | 民間委託 | | | | | |
| 民間委託の受け皿 | 民間委託の受け皿 | | | | | |
| 市における類似事業 | 市における類似事業 | | | | | |
| 近隣市町の状況 | 近隣市町の状況 | | | | | |
| 全国的動向 | 全国的動向 | | | | | |
| 国、県の補助金の動向 | 国、県の補助金の動向 | | | | | |
| 廃止したときの影響 | 廃止したときの影響 | | | | | |
| その他特記事項(公開事業診断にかけた理由、議論して欲しい点、留意事項など) | その他特記事項(公開事業診断にかけた理由、議論して欲しい点、留意事項など) | | | | | |

事業仕分け・公開事業診断の進捗状況に関する調査票

| 事業名 | 文化協会補助事業 | | 担当課 | 文化振興課 |
|-------------------------------|--|-------|--------|-------|
| 診断結果 | 抜本的見直し | 今後の方針 | 抜本的見直し | |
| 事業概要 | <p>市内の4つの文化協会に対して運営補助金を支出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西尾文化協会 1,424,000円 ・西尾市一色地域文化協会 656,000円 ・西尾市吉良地域文化協会 560,000円 ・西尾市幡豆地域文化協会 560,000円 | | | |
| 判定結果 に対する 取り組み 内容と効果 | <p>【取り組み内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化協会の補助金について、既に平成25年度の教育委員会事業評価の指摘を受けて、平成26年度に見直しを行い、350万円を8.6%減の320万円に見直しを行っている。 ・文化協会の合併については、合併以来何度も話し合いの場を設けたが、特に旧3町の文化協会から地元で活動を行いたい、合併すると活動の場が少なくなる、各文化協会の活動方針が異なる等の理由により早急の合併は困難であるため、当面は現状通りに活動を行うが、意見交換や交流は継続していくとなった。 ・各文化協会の活動としては、旧3町の文化協会では文協展として合同展示を行っていたが、4文化協会として合同の活動はなかったため、平成27年3月23日から27日まで文化協会合同美術展を開催した。合同美術展については27年度も開催予定であり、今後も文化協会の合同展を継続して行く予定である。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同美術展の開催により各文化協会の交流が盛んになり、活動が活性化した。また、会員も旧3町の会員が西尾文化協会に入ったり、その逆もあったりして、相互交流も進みつつある。 | | | |
| 目標・問題 点・検討事 項等 | <p>【目標】</p> <p>将来的には文化協会の合併を行うが、今は機が熟していないため、それまでは各文化協会の交流を図り、活動を活性化していく。</p> | | | |

1 行政評価委員会からの質問と担当課からの回答

| | |
|----|---|
| 質問 | 文化協会の合併についてお聞きしたところ、市が任意団体に合併せよとは言い難いとのことでした、これらの任意団体に運営費補助金を出すことによる事業効果をいかがお考えでしょうか。 |
| 回答 | 事業の委託をしている各文化協会に事業仕分けの結果を伝えて、見直しを依頼しましたが、大きな見直しには至っていません。 |

質問2 任意団体であれば、自助努力によって運営されるべきと考えますが、4団体のうち2団体は補助金が会費の額を上回っていることについてどのようにお考えでしょうか。

回答 文化協会の合併については、その後も各団体から意見を聞き、協議を行ってききましたが、しばらくは現行のまま活動を行うという結論に達しております。
いっしき文化のまつりは一色町商工会の商工まつりと同時開催しております。

質問3 運営補助金としての助成ではなく、会場の提供など現別による補助を検討されたことはありますか。

回答 賞金については、文化協会と協議をしましたが、必要であるとの結論に至っています。

質問4 27年度以降の補助金は会員数の動向をみて判断するとのことですが、会員数だけで判断する運営費補助ではなく、事業費補助にすることを検討されたことはありますか。

回答 今まで各地域で行ってきた経緯と実績があり、地元での開催をしたいという文化協会の意向が強いため、従来の方策にて行っています。

質問5 市主催の美術展などの委託先として各文化協会を無理に合併を促すことをせず、補助金が支給されなくても各地域文化振興の活動拠点として地域で寄付を募るなど自主独立で活動できるよう指導していくことは可能でしょうか。

回答 出品料は広く市民の発表の場を設けるため徴収はしませんが、賞品は市内の団体や報道機関等から提供をいただいています。

質問6 以上の他に事業を見直すために検討している点がありましたら、具体的にお答えください。

回答 平成26年度から、文化協会合同美術展を市役所多目的室で開催をして、文化協会の交流を進めています。来年度は、国民文化祭に際して、各文化協会合同で民俗芸能大会を開催する計画があります。

2 西尾市行政評価委員会の講評

会員数を基準にして算出する運営補助金方式では、現状維持を志向する傾向が強くなり、新たな動きは生まれ難いと思われます。

今後は、事業費補助方式に転換する方向で検討いただきたいものです。「新らしき酒は、新しい革袋に盛れ」のことわざがあるように、西尾市の新たな芸術・文化の創造には、新たな組織が必要です。

将来的な文化協会の統合を目指して、短・中・長期の目標を設定し、前進への歩みを着実にしたいものです。

4 苦情申立の処理事例

- 1 苦情申立人に結果通知したもの …………… 6件
- (1) 評価を行ったもの 4件
- ① ごみステーション設置における行政の対応について
 - ② 埋蔵文化財包蔵地の固定資産評価について
 - ③ 市道と民地の境界について
 - ④ 通知書等に記載されている番号について
- (2) 評価を行わなかったもの 2件
- ① 室場こども園に関する工事の説明責任等について
 - ② 公共施設再配置計画に関する計画について
- (3) 調査中止・打ち切ったもの 0件
- 2 調査継続中のもの …………… 0件
- 3 取下げ及び相談のみのもの …………… 7件
- (1) 取り下げ（苦情申し立て後に取り下げたもの）
- ① 情報公開請求の開示等について
- (2) 相談のみ（行政評価委員と相談したが、苦情申し立てしなかったもの）
- ① 騒音について
 - ② 環境事業所の土地について
 - ③ 用水路について
 - ④ 危機管理課職員の対応について
 - ⑤ アーティスト・イン・スクールの廃止について
 - ⑥ 「町内会事務委託料」の取り扱いについて
- 4 その他のもの …………… 8件
- ① 米津保育園のクラス編成の説明について
 - ② 国民健康保険の手続きについて
 - ③ 国民健康保険税の延滞金について
 - ④ 特別支援教育就学奨励費の申請について
 - ⑤ 市民課職員の対応について
 - ⑥ シルバー人材センターにおける母親への対応について
 - ⑦ 納税相談時の職員の対応について
 - ⑧ 小学校の対応について

○ 苦情申立人に結果通知したもの（評価を行ったもの）

① ごみステーション設置における行政の対応について

| | |
|-------|---|
| 担 当 課 | ごみ減量課、建築課 |
| 申立の趣旨 | <p>前回（3/18）の申し入れに対しての回答（5/27付苦情に係る評価をしない旨の通知書、理由：苦情申立人自身の利害を有しない、ならびに要望事項については評価対象外である）は不当である。ごみ問題発生時は町内会長として、また現在も本問題処理については町内会より一任されているため、解決の為に努力されたい。</p> |
| 調査の結果 | <p>当委員会は、申立人及びごみ減量課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>2012年3月、町内に分譲住宅地を造成し、住宅を建設している業者にごみステーションを敷地内に確保することを指導して欲しいと町内会長としてごみ減量課に要請。ごみ減量課は事業者に町内会からの要望を伝えたとのこと。</p> <p>2012年4月、申立人は建築課に出向き事業者に対しごみステーションを設置するようよう指導して欲しいと要請。</p> <p>2012年7月、事業者から15軒以下であればステーションは設置しなくて良いと市から言われたら作らないとの回答があった。（以上申立人の作成資料より抜粋）</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>分譲住宅地、新設のアパート等におけるごみステーションの問題においては、建築許可の部署、ごみ処理の担当課、町内会と三者で検討し設置すべきである。単に担当課が町内の要望を伝えるだけでは問題は解決しない。</p> <p>3 市の主張</p> <p>平成19年4月1日施行のごみステーション設置要綱において、ごみステーションの新設については、一定の基準を定めており、申立人の要請する地域はその基準に至っていない。また、当該要綱においてごみステーションの新設・移転については、事業者または町内会が事前に市と協議することを定めているが、用地の確保を含め、市はステーションの新設・移転を命じる立場にはない。</p> |
| 評価決定 | <p>当委員会は、次のとおり評価します。</p> <p>1 申立人は、●●町に新規分譲住宅地を開発し建設している業者に対しごみステーション新設を行うよう建築課ならびにごみ減量課に要請をおこなってきた。しかし、当市の要綱において、ごみステーションの新設については、事前に収集を行う市と協議し設置できることとしており、市には回収義務はあるが設置義務はない。</p> <p>2 当市は平成19年4月1日施行のごみステーション設置要綱において、ごみステーションの新設については、一定の基準を定めており、申立人の要請する地域はその基準に至っていない。</p> <p>以上の2点が前回申立調査で明らかになり、市の処理状況について取り上げるべき問題が認められなかったことは直接申立人にも伝えたところですが、行政評価委員会要綱に沿って、町内会長を辞している申立人の立場においては自身の利害を有しないこと、前回の申し立てが問題提起と改善要望であったため評価しないことを決定したものです。</p> <p>担当課の現状での処理状況について大きな問題はありませんでしたが、当時町内会長であった申立人がごみステーションの設置要綱等を</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>十分把握・理解されていなかったこと、頻繁に代表交代のある町内会の負荷、高齢化への対応等も考慮し、住みやすい西尾市作りのためにも、新規分譲住宅地の開発や集合住宅の建設の相談を建築課で受けた段階で当該町内会と開発業者等が、設置要綱等を正確に理解し、協力してごみステーションの新設・移転の要否について三者で協議を行える仕組み作り等を今後、各課協働で検討されることを要請します。</p> |
|--|--|

② 埋蔵文化財包蔵地の固定資産評価について

| | |
|-------|---|
| 担 当 課 | 税務課、文化振興課 |
| 申立の趣旨 | 私が所有する土地が埋蔵文化財包蔵地に指定されている。固定資産税を減額して欲しい。 |
| 調査の結果 | <p>当委員会は、申立人、税務課及び文化振興課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>申立人はその所有地を近隣の土地所有者とともに●●会社に賃貸しているが、同社が建築工事をする際に遺跡が見つかり、三ヶ月近く工事が遅れ、その発掘費用452万円余りを同社が負担した。</p> <p>申立人の所有地は●●会社の駐車場として使用されているが、将来的にこの土地に建物を建築する際には発掘費用等の負担が発生する。また、この土地を売却する場合には買主に埋蔵文化財包蔵地であることを説明しなければならないため、近隣の土地よりも安い金額でしか売れない。</p> <p>このため、せめて固定資産税だけでも減額して欲しいと税務課に相談したが、固定資産税の評価の取扱要綱に埋蔵文化財包蔵地を考慮する旨の規定がなく、減額はできないと言われた。</p> <p>2 申立人の主張</p> <p>最高裁は「適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいうと解される。したがって、土地課税台帳に登録された価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価値の決定は違法となる」と明言しており、国税不服審判所も相続税申告の際の埋蔵文化財包蔵地の評価に当たり発掘調査費用の見積額の80%に相当する額を控除した価格によって評価することが相当と認めた。</p> <p>また、不動産鑑定士が不動産鑑定評価基準（新基準）により物件調査を行うときも、「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されていないか調査をして評価をしなければならないとされている。</p> <p>3 税務課の主張</p> <p>一般的な不動産鑑定評価では、不動産鑑定評価基準に則って、個別的要因としての埋蔵文化財包蔵地や土壌汚染地という要因を勘案して鑑定評価している。しかし、標準宅地の標準価格を定める際には、埋蔵文化財包蔵地のような個別的要因は考慮しないため、埋蔵文化財包蔵地であるという理由から固定資産税が減額されるということはない。確認したところ、愛知県下の他の市町村も当市と同じ扱いをしており、埋蔵文化財包蔵地という理由で固定資産税を減額していない。</p> <p>もし、実際に申立人の所有地で遺跡等が発見され、建築が制限される等の事態が発生すれば、その場合には実情に応じて評価額の見直しをすることとなる。</p> <p>4 文化振興課の主張</p> <p>埋蔵文化財包蔵地で土木工事を行う場合、事前に県教育委員会に届出・通知を行うことになっており、工事実施前に発掘調査を行うこ</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>とになる。そのための費用は事業者が負担することになるが、その事業者が個人又は小規模事業者の場合で、かつ、本発掘調査を必要とする面積が500平米以内の場合には国庫補助事業となり事業者は発掘費用等を負担しない。</p> |
| 評価決定 | <p>当委員会は、次のとおり評価します。</p> <p>埋蔵文化財包蔵地は土木工事前に県教育委員会に届出・通知をした上で発掘調査をしなければならず、このため工事の着工が遅れるばかりかその費用も負担することとなり、埋蔵文化財包蔵地ではない一般の土地と比べて不利な扱いを受けることとなります。一定の要件を満たす場合には国庫補助事業として公費による発掘調査が行われることがあり、この場合には事業者の費用負担はなくなりますが、それでも調査等のために工事の着工が遅れることに変わりはなく、この点で不利な扱いを受けることは同様です。こうした理由から埋蔵文化財包蔵地とそうでない土地を比較した場合、前者は後者よりも低い価格でしか売買できない可能性が高く、それにも関わらず同じ固定資産税が賦課されることに申立人が著しい不公平感を抱くのは当然であると考えます。</p> <p>ただ、固定資産評価は対象となる膨大な土地を限られた期間、人員、予算の範囲内で処理せざるをえず、価格を左右する全ての要因を考慮して決定することが極めて困難であるという実情も無視できません。愛知県下の他の市町村も埋蔵文化財包蔵地であることを固定資産評価において考慮していないようですが、これも同様の理由によるものと思われます。こうした固定資産評価の実情に鑑みると、税務課の対応に問題があると断言することはできません。</p> <p>しかし、市はある土地が埋蔵文化財包蔵地であるか否か容易に把握することができること、コンピュータ化により膨大なデータの処理も容易になっていること、不動産鑑定士の評価においても埋蔵文化財包蔵地に当たるか否か調査すべきであるとされていること、埋蔵文化財包蔵地はそうでない土地に比べて低い価格でしか売買できない可能性が高いこと等の理由から、固定資産評価においても埋蔵文化財包蔵地の評価とそうでない一般の土地の評価との間に一定の差を設けることが望ましく、税務課においては、他市町村の動向を注視しながら今後適切な対応をされることを要請します。</p> |

③ 市道と民地の境界について

| | |
|-------|---|
| 担当課 | 土木課 |
| 申立の趣旨 | <p>私道と民地との境界杭が抜かれたままの状態である。確定測量に基づいて行われたはずの測量であるにもかかわらず、明確な杭は入れられないまま、又、なぜ杭を入れないのか市に対して三年間訴え続けても納得のいく説明がなされない。</p> |
| 調査の結果 | <p>当委員会は、申立人及び土木課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯</p> <p>H25.10.17 申立人が土木課へ電話。「自宅前の側溝要望はどうなっているか。境界もおかしい。今すぐ現場へ来い」。課長、担当者、町内会長、申立人で現地立会を行う。側溝工事、境界測量の予定はない旨を説明。</p> <p>H26.5.30 平成26年度江原町工事要望受理（優先順位5）</p> <p>H26.12.22 測量業務委託</p> <p>H27.2.27 申立人が来庁。境界立会の流れを説明する。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>H27.2.27 課長補佐、担当者、土地家屋調査士、同スタッフ、町内会長、同副会長、関係地主（申立人含む）が立会の上で調査を行う。申立人以外の地主は既設杭の官民ラインで納得するが、申立人だけ反対する。</p> <p>H27.4.6 申立人が来庁。水路周辺の掘削日の日程を調整する。</p> <p>H27.4.10 課長補佐、担当者、土地家屋調査士、同スタッフ、町内会長、関係地主、工事施工業者が立会の上で水路周辺を掘削。コンクリート杭が見つかる。申立人が主張する境界よりも約50センチほど北の位置にあった。申立人は既設杭を認めないと主張する。</p> <p>その後、申立人より担当課に対して何度も来庁、電話がある。</p> <p>H27.7.21 苦情申立（本申立）</p> <p>2 申立人の主張 申立人の自宅の東側にある家のレンガ塀を延長したところが境界である。トランシットを使って確認したところ自分が認識する境界と一致した。その境界に沿って杭を打設するべきである。</p> <p>3 土木課の主張 現場には既設杭が複数存在しており、その杭を結んだ直線が境界だと認識している。申立人以外の関係地主はそれに納得している。ほ場整備の際に作成された図面とも一致している。しかし、申立人を含む全ての地主の了解が得られないため、境界を確定することができず、境界杭も打設できない。</p> |
| 評価決定 | <p>当委員会は、次のとおり評価します。</p> <p>申立人が主張する境界と他の関係地主が主張する境界が食い違っていますが、当委員会はいずれが正しいのか判断することができません。</p> <p>ただ、担当課は●●町から工事要望が出された後、土地家屋調査士に対して測量業務を委託しており、土地家屋調査士も関係地主ら立会の上で実地調査を行っており、その対応に不適切な点は見受けられません。</p> <p>残念ながら申立人と他の関係地主の認識が一致しないため今なお境界を確定するに至っておりませんが、これは土木課及び土地家屋調査士の怠慢によるものではなく、土木課及び土地家屋調査士にはどちらの境界が正しいのか決定する権限がないため、制度的な理由から生じているやむをえない事態です。境界を明らかにするためには、裁判所の境界確定訴訟か、法務局の筆界特定制度を利用する外ないと考えられます。</p> |

④ 通知書等に記載されている番号について

| | |
|-------|--|
| 担当課 | 保険年金課 |
| 申立の趣旨 | 市役所からの郵便物の宛名の下に健康保険証の番号が記載してあった。個人情報なので削除してもらいたい。 |
| 調査の結果 | <p>当委員会は、申立人、保険年金課から事情を聞き、次の諸点を確認しました。</p> <p>1 経緯 平成27年7月ころ市役所から申立人へ健康保険証が郵送された。その封筒には住所、氏名だけでなく保険証の番号が記載されており、開封しなくてもその番号が分かるようになっていた。</p> <p>2 申立人の主張 健康保険証の番号は個人情報なので誰でも見ることが出来る封筒の表面に記載しないでほしい。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>3 保険年金課の主張</p> <p>個人情報保護法第2条第1項で『この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。』と定められており、健康保険証の番号（被保険者証記号番号）は個人情報には当たらない。</p> <p>また、郵便物は直接自宅に配達されるため、途中で何者かに上記番号を見られる可能性は低く、それが悪用させることは考えにくい。</p> <p>封筒の表面に被保険者証記号番号を記載することにより、事務処理を正確かつ迅速に行うことができる。この記載がないと、例えば多数の封筒の中から特定の封筒を探し出すような場合に余計な手間が必要となり、事務処理上の負担が大きい。</p> <p>西尾市だけでなく、愛知県や他の市町村でも封筒の表面に被保険者証記号番号を記載している。</p> |
| <p>評価決定</p> | <p>当委員会は、次のとおり評価します。</p> <p>保険年金課が指摘するとおり、被保険者証記号番号のみから特定の個人を識別することは難しいため、上記番号自体は個人情報に当たらないと考えられます。また、担当課の事務処理上、封筒の表面に被保険者証記号番号が記載されていた方が合理的であり、その記載がなくなった場合に余計な事務負担が生じることは理解できます。</p> <p>ただ、本年10月から個人番号（いわゆるマイナンバー）が配布されるようになり、個人番号だけでなく個人に関する各種情報の取扱に対する市民の関心が非常に高まっており、他方で各種情報の漏洩に対する不安も一段と大きくなっています。被保険者証記号番号が個人情報保護法の個人情報に該当しないとしても、市民の生活上大切な情報であり、他人に知られたくないと考える市民は少なくありません。また、他の市町村では、被保険者証記号番号をそのまま記載するのではなく、修正を加えて一見すると何の番号であるか分からないように配慮しているところもあります。</p> <p>こうした点を考慮すると、封筒の表面のように容易に見える箇所に被保険者証記号番号を記載しないようにするか、もし仮に記載する場合であっても被保険者証記号番号であることが容易に分からないような配慮をすることが望ましいと考えます。担当課に対して今後適切な対応をされることを要請します。</p> |

○ 年次別受付状況表（平成7年度～平成27年度）

| 受付年次 | 件数 | 受付年次 | 件数 | 受付年次 | 件数 |
|--------|----|---------|----|---------|-----|
| 1 7年度 | 21 | 9 15年度 | 16 | 17 23年度 | 11 |
| 2 8年度 | 7 | 10 16年度 | 7 | 18 24年度 | 19 |
| 3 9年度 | 13 | 11 17年度 | 6 | 19 25年度 | 16 |
| 4 10年度 | 17 | 12 18年度 | 7 | 20 26年度 | 28 |
| 5 11年度 | 6 | 13 19年度 | 6 | 21 27年度 | 21 |
| 6 12年度 | 4 | 14 20年度 | 3 | 計 | 246 |
| 7 13年度 | 5 | 15 21年度 | 13 | | |
| 8 14年度 | 11 | 16 22年度 | 9 | | |

○ 処理区分別状況（累計）

| 処理区分 | 件数 |
|-----------------|-----|
| 1 結果通知をしたもの | 151 |
| 2 調査継続中のもの | 0 |
| 3 取り下げ及び相談のみのもの | 73 |
| 4 その他のもの | 22 |
| 合計 | 246 |

○ 苦情申立書、行政評価委員会報告書は、市役所内の事務局及び市民課ロビーのほか、次の公共施設40か所に配置しています。

一色支所、吉良支所、幡豆支所、佐久島出張所、中央ふれあいセンター、寺津ふれあいセンター、矢田ふれあいセンター、米津ふれあいセンター、福地ふれあいセンター、西野町ふれあいセンター、八ツ面ふれあいセンター、鶴城ふれあいセンター、室場ふれあいセンター、三和ふれあいセンター、横須賀ふれあいセンター、幡豆ふれあいセンター、一色町公民館、吉良町公民館、幡豆公民館、市立図書館、一色学びの館、吉良図書館、幡豆図書館、総合体育館、鶴城体育館、中央体育館、吉良野外趣味活動施設、コミュニティ公園、市民病院、保健センター、一色健康センター、吉良保健センター、岩瀬文庫、文化会館、市民活動センター、西尾勤労会館、総合福祉センター、クリーンセンター、ホワイトウェイブ21（ふれあい広場）、一色B&G海洋センター

公平な市民生活を支援します。

市民の皆さんの行政に対する苦情やその処理に納得できない場合、行政評価委員会が公正中立の立場で調査します。

西尾市 行政評価委員会

TEL.0563(56)2111
FAX.0563(56)0212

〒445-8501 西尾市岩瀬町下田22番地
nshio@city.nishio.lg.jp

5 西尾市教育委員会事業の評価所見

| | 課かい名 | 事業名 | 所見 |
|---|-------|---------------------------------------|---|
| 1 | 教育庶務課 | 小学校施設整備事業（一色西部小学校・一色南部小学校校舎屋上手摺り設置工事） | <p>沿岸部に近い両小学校の校舎屋上を、津波発生時における児童や教員の一時避難場所とするためにフェンスを設置したことは評価できます。</p> <p>しかし、全児童及び教員が避難した場合のスペースや強度は確保されているか、また、津波到達時間によっては、周辺住民も避難してくることが予想されるため、収容は可能か、屋外階段は設置しなくてもよいのか、施設はしておくべきかなど、心配な点もあります。</p> <p>いずれにしても、屋上避難やフェンスの設置により安全が保証されるとは言い切れないため、今後も人命を尊重するための必要な対策が講じられるよう要望します。</p> |
| 2 | 生涯学習課 | 西尾市子ども会育成連絡協議会補助事業 | <p>この補助事業における補助対象は、同協議会が主催する球技大会や子ども会大会などの行事です。</p> <p>これらの行事の多くは、高学年の児童が参加する行事となっており、低学年を含む子ども会会員全体の受益の平等性の確保について、見直しが必要と考えます。</p> <p>本事業は、友達づくりや学年を越えた交流を通して、子どもの健全な育成が図られるとともに、指導者の育成にもつながることから、今後も発展していくことを期待します。そのために、補助金が有効に活用されるよう要望します。</p> |
| 3 | スポーツ課 | 西尾市市民運動会（幡豆地区）事業 | <p>幡豆地区で行われている市民運動会は、子どもから大人まで参加しており、体力の向上や健康の維持増進はもとより、地域コミュニティの形成にもつながる意義のある行事であることは認識できます。</p> <p>運動会では、園児や子どもが主体となった種目が見受けられますが、少子化も影響し、年々参加者が減少しています。また、会場内での飲食も制限され、お祭りの要素も少なくなってきたことも減少の要因であると考えられます。</p> <p>実行委員の運動会継続に対する熱意は理解できますが、時代の流れや参加者側と主催者側の意識の乖離もあると考えられるため、見直しを行うことを提案します。</p> |
| 4 | 学校教育課 | 学校図書館活用推進事業 | <p>学校内の図書館は、児童生徒の身近な場所でもあり、読書活動を推進するための重要な場所であると考えます。</p> |

| | | | |
|---|-------|-------------------|--|
| | | | <p>読書活動の充実化を図るため、各小中学校への図書館司書や図書館ボランティアの配置を進めていますが、その人材の確保が難しい状況にあります。</p> <p>読書活動を推進するには、図書館のよりよい環境づくりも必要です。このためには図書館司書などのマンパワーが不可欠であることから、今後、民間委託も含めて人材確保に努め、一層の読書活動の推進を図るよう要望します。</p> |
| 5 | 図書館 | ブックスタート事業 | <p>本事業については、平成23年度に市が実施した事業仕分けの対象となり、内容・規模見直しと判定されました。これを受けて、絵本の手渡し方法などの見直しを行ったことは評価できます。</p> <p>本事業の対象となっている生後四か月児に対しての事業効果を測定することは難しいと考えますが、「三つ子の魂百まで」ということわざがあるとおり、乳児期から読み聞かせを通じた親子のふれあいを図ることで、人格形成にもつながる事業であると考えます。その保護者に対して、配本漏れがないようにするなど、事業を有効に推進していただくよう要望します。</p> |
| 6 | 文化振興課 | 岩瀬文庫資料マイクロフィルム化事業 | <p>岩瀬文庫は、重要文化財をふくむ古典籍から近代の実用書まで、幅広い分野と時代の蔵書を保存する施設で、全国的にも名が知られています。</p> <p>蔵書されている約八万冊の資料をマイクロフィルム化する本事業は、資料の長期的保存や、資料を求める利用者ニーズに応えるためにも必要な事業であると考えます。</p> <p>全資料のマイクロフィルム化を目指す取り組みは意義のあるものと考えます。一方では、デジタル化も進む時代となっています。デジタル化によって、資料のカラー化が可能となることから、多様化する利用者ニーズへの対応を考える余地も残されていると考えます。費用対効果を踏まえたうえで、デジタル化の検討も進めるよう要望します。</p> |

6 参考資料

第1部 西尾市行政評価委員会要綱

第1章 総則

(目的及び設置)

第1条 本市の行政改革の進捗状況、市政への苦情に対する市の処理について、公正かつ中立的立場から評価を行い、市長に対し報告し、又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ、市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図ることを目的として、本市に西尾市行政評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 評価委員会の所管する事項は、市長の所管する業務の執行に関する事項、当該業務に関する職員の行為及び社会福祉法第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情に関する事項とする。ただし、次に掲げる事項は所管しないこととする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判所において係争中の事故及び行政不服審査法（昭和37年法律160号）の規定による不服申立てを行っている事項
- (3) 監査委員が監査等の結果報告をし、公表した事項及び監査等を行っている事項
- (4) 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項
- (5) 評価委員会の行為に関する事項
- (6) 議会に関する事項

(評価委員会の職務)

第3条 評価委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 行政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。
- (2) 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討し評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- (3) 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- (4) 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。
- (5) 社会福祉法第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、及び必要に応じこれに関し市長に意見を述べること。

第2章 責務

(評価委員会及び委員の責務)

第4条 評価委員会は、中立的第三者機関として、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 評価委員会の委員（以下「評価委員」という。）は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 3 評価委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、又、同様と

する。

(市長の責務)

第5条 市長は、評価委員会の職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 市長は、評価委員会の職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この要綱の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

第3章 評価委員の委嘱等

(評価委員の委嘱等)

第7条 評価委員は、人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 評価委員は任期を2年とし、再選を妨げない。

3 評価委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員若しくは長、政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

4 市長は、評価委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他評価委員にふさわしくない行為があると認めるときは、評価委員を解嘱することができる。

(評価委員会の組織等)

第8条 評価委員の定数は3人とし、そのうち1人を代表行政評価委員「以下「代表評価委員」という。）とする。

2 代表評価委員は、評価委員の互選により定める。

3 評価委員会の会議は、代表評価委員が招集し、その議長となる。

4 その他、評価委員会の会議については必要な事項は、代表評価委員が評価委員会に諮って定める。

第4章 苦情の評価等

(苦情の申立て)

第9条 何人も、評価委員会に対し、市長の所管する業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為について苦情を申し立てることができる。

2 評価委員会は、苦情の申立ての内容について、評価委員会の活動報告書取扱事例として原則公表するものとする。

3 評価委員会は、前項の規定により公表するときは、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(苦情の申立手続)

第10条 苦情を申し立てようとする者は、評価委員会に対し、次に掲げる事項を記載した申立書を提出しなければならない。ただし、評価委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 苦情を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務

所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 苦情の申立ての趣旨及び理由並びに苦情申立ての原因になった事実のあった年月日

(3) 他の制度での手続の有無

2 苦情を申立てた者（以下「苦情申立人」という。）は、面談日を予約して、直接評価委員会に苦情を申し述べることができる。

3 苦情の申立ては、代理人により行うことができる。

4 苦情申立人は、すでに提出した申立書について、第14条第1項に規定する通知が発せられる前までに、取下書を提出することによって取り下げることができる。

（苦情の評価等）

第11条 評価委員会は、苦情の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該苦情に係る評価は行わない。

(1) 第2条ただし書の規定に該当するとき。

(2) 苦情申立人が苦情の申立ての原因になった事実について苦情申立人自身の利害を有しないとき。

(3) 苦情の内容が、苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(4) 虚偽、その他正当な理由がないと認められるとき。

(5) 評価委員会が既に評価をした事項と同一の事項について申立てがなされたとき。

(6) この要綱により既に処理が終了している事項。

(7) その他、評価することが適切でないと認められるとき。

2 評価委員会は、前項の規定により評価を行わない場合は、その旨の理由を付して苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

（調査・検討の通知等）

第12条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理についての調査・検討（以下「苦情の調査・検討」という。）を行おうとするときは、市長に対し、その旨を通知しなければならない。

2 評価委員会は、苦情の調査・検討を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該苦情の調査・検討を中止することができる。

3 評価委員会は、苦情の調査・検討を中止したときは、その旨の理由を付して苦情申立人及び市長に速やかに通知しなければならない。

（調査・検討の方法）

第13条 評価委員会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、市長に説明を求め、その保有する書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。

2 評価委員会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関から事情を聴取し、又は実地調査をすることができる。

（評価の通知等）

第14条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理の評価を決定したときは、速やかに苦情申立人及び市長に通知しなければならない。

2 評価委員会は、申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると

認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- 3 評価委員会は、市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知しなければならない。

(評価の通知等)

第14条 評価委員会は、申立てに係る苦情に対する市の処理の評価を決定したときは、速やかに苦情申立人及び市長に通知しなければならない。

- 2 評価委員会は、申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

- 3 評価委員会は、市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知しなければならない。

(意見の尊重)

第15条 評価委員会が意見を述べたときは、市長はその意見を尊重しなければならない。

(報告等)

第16条 評価委員会は、第14条第2項の規定により意見を述べたときは、市長に対し、是正等の処理方針について報告を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告を求められた日から起算して60日以内に、評価委員会に対し、是正等の処理方針について報告しなければならない。

- 3 評価委員会は、前項の規定による報告があったときは、その旨を苦情申立人に速やかに通知しなければならない。

第5章 雑 則

(評価等の受任)

第17条 評価委員会は、市長が市長以外の執行機関等から委任を受けた場合は当該執行機関等の所管する業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為についての評価等を行うことができる。

(事務局)

第18条 評価委員会の事務を処理するため、企画部企画政策課内に事務局を置く。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、評価委員の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成7年4月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日から施行日までの間にあった事実にかかる苦情についても適用する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

第2部 西尾市行政評価委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、西尾市行政評価委員会要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定により西尾市行政評価委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(代理)

第3条 代表評価委員に事故があるとき、又は欠けたときは、年長の評価委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 要綱第8条第3項に規定する会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として、毎月1回開催するものとし、臨時会は代表評価委員が必要と認めるときに開催するものとする。

3 会議に付する事項は、次のとおりとする。

- (1) 評価委員会の職務執行の一般方針に関すること。
- (2) 苦情を評価する適否に関すること。
- (3) 苦情申立てに係る評価の中止・決定又は意見表明に関すること。
- (4) その他評価委員会に関する事項

(様式)

第5条 要綱に規定する通知等の書類の様式は別表に掲げるとおりとする。

(口頭による申立て)

第6条 要綱第10条第1項に規定する苦情の申立てが文書によることができない場合は、口頭による申立てにより事務局職員が必要事項を聴取し苦情申立書を作成するものとする。

(受付場所)

第7条 苦情申立書の受付場所は、西尾市行政評価委員会事務局とする。

(苦情の申立ての聴取)

第8条 要綱第10条第2項に規定する面談日は、原則として、毎月第1、第3月曜日（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）とし、当該日が祝日の場合は次週とする。

2 評価委員の面談時間は、原則として、午後1時30分から午後3時00分までとする。

(事務局)

第9条 要綱第18条に規定する事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 苦情申立ての受付に関すること。
- (2) 苦情申立てに係る通知、調査、意見表明等の事務手続きに関すること。
- (3) 苦情申立て等に係る市の機関との連絡に関すること。
- (4) 評価委員会の庶務に関すること。

附 則

この要領は、平成7年4月10日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

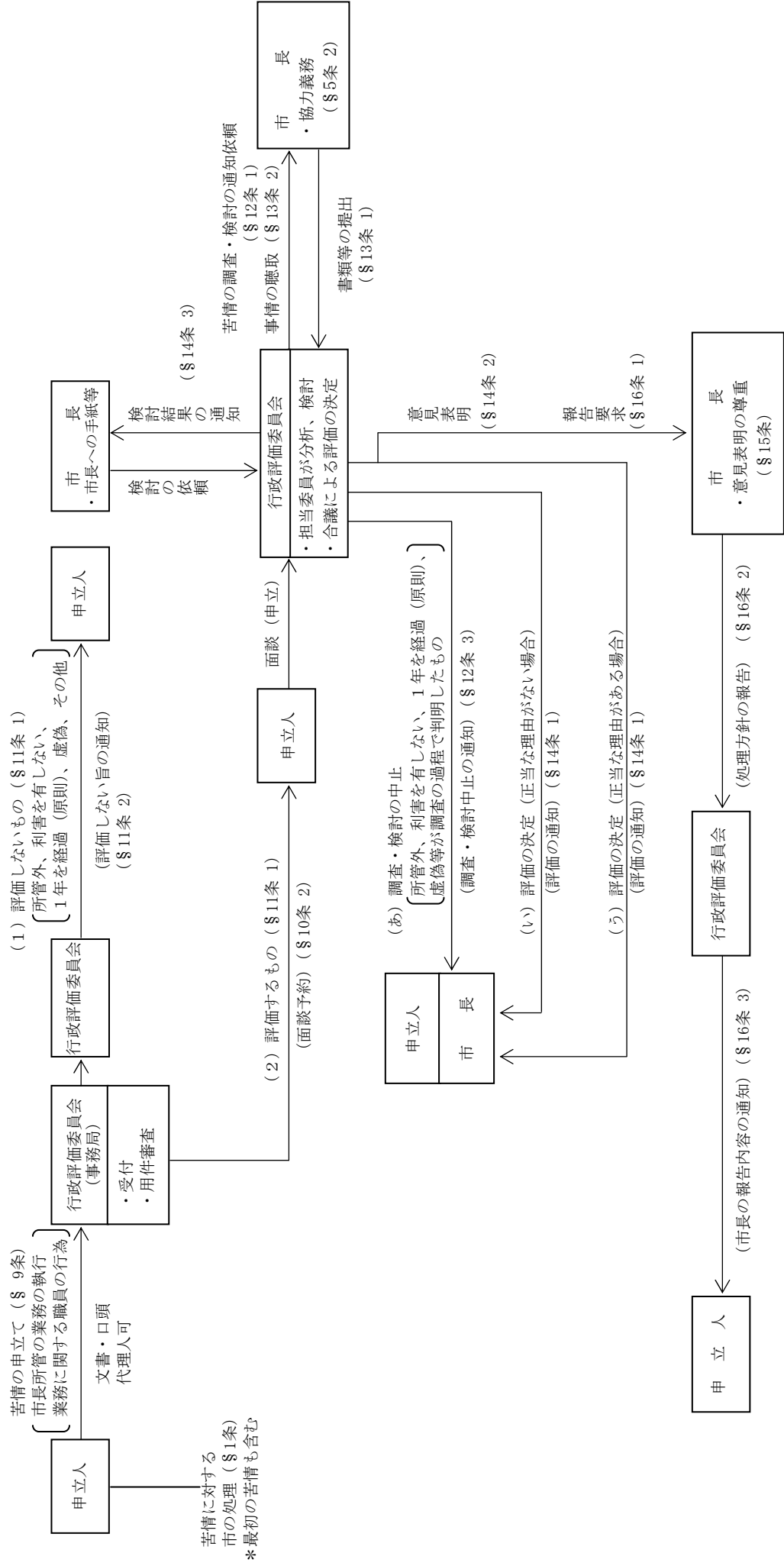
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

第3部 西尾市行政評価委員会苦情申立て処理フロー

1 市民からの苦情



第4部 西尾市行政評価委員会の概要

1 制度導入の経緯

平成6年6月に市民10人からなる「西尾市行政改革懇談会」が設置された。この懇談会の提言により、行政運営は「開かれた市政と市民参加の視点」を重視して行われることが必要との基本理念が打ち出された。これにより、西尾市行政改革大綱に基づく行政改革の進捗状況はできる限り分かりやすい表現で住民に情報提供すること、住民が意見・提案を申立てることのできる民間の有識者数名によるオンブズマン的な組織を設立し、監視・調査・公表の機能を強化する必要があることなどが協議された。

監視・調査・公表の機能を持った中立的第三者機関を設置し、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図るため、愛知県内では先がけて公的オンブズマンである「西尾市行政評価委員会」が平成7年4月に発足した。

2 制度の特色

一般的に「行政オンブズマン制度」は、市政への苦情にかかる市の処理について第三者的な立場から評価することを第一主義としている。

しかしながら、本委員会は、苦情処理についての評価以外に本市の行財政改革の進捗状況について、公正かつ中立的な立場から評価を行い、市長に対し報告し又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、開かれた市政の一層の進展を図っていることが特色となっている。

3 概要

(1) 名称

行財政改革や苦情に対して、第三者から評価をすることを重点とする制度で、評価委員による合議制を基に委員の総意で評価をすることから、名称を「西尾市行政評価委員会」とした。

(2) 実施

平成7年4月10日「西尾市行政評価委員会要綱」施行により設置している。

(3) 目的・趣旨

本市の行財政改革の進捗状況、市政への苦情に対する市の処理について、公正かつ中立的立場から評価を行い、市長に対し報告し又は意見を述べるとともに、市長の求めに応じ市の施策や市民の提言等について意見を述べることにより、市政の公正性及び信頼性を高め、もって開かれた市政の一層の進展を図ることを目的とする。

(4) 委員の任期等

委員は、男性2名、女性1名で構成されており、その内1名を評価委員の互選により代表評価委員としている。

評価委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会議員若しくは長、政党その他の政治団体の役員と兼ねることができず、人格が高潔で地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱し、任期は2年とし再選を妨げない。

(5) 職務

① 行財政改革の監視・調査・公表についての評価を市長に報告すること。

- ② 市政への苦情の申立てがあった場合に、公正かつ中立的立場から、苦情に対する市の処理について調査・検討・評価を行い、必要があると認めるときは、市長に意見を述べること。
- ③ 市政全般について、自己の発意に基づく意見を市長に述べること。
- ④ 市長の求めに応じ、市への市民からの提言や要望等及び苦情にかかわる各種施策の問題点と改善の方策等について調査・検討し、市長に意見を述べること。
- ⑤ 社会福祉法第82条による市の機関が行う福祉サービスに係る苦情の相談を受け、及び必要に応じこれに関し市長に意見を述べること。

以上の5点となっている。

これらの運営状況については、次のとおりである。

① 行財政改革の監視等

行政を取り巻く環境は常に変わっており、同時に業務の効率化、変革への対応、透明化等が求められている。

特に、行政運営については、「開かれた市政と市民参加の視点」を重視し、行われる必要がある。中立的第三者機関として、公正・中立な立場での監視・調査及び公表機能を持つ本会は、こうした視点に立ち行財政改革の監視等に努めている。

② 苦情申立ての受付処理

市民からの苦情申立てが容易にできるようリーフレット・苦情申立書を市役所のほか市内40か所の公共施設に設置するとともに、年次ごとの西尾市行政評価委員会報告書も同時に配置し、プライバシーに配慮しながら申立て内容等の公表に努めている。

また、苦情申立てについては、便宜を図るため面談だけでなく、電話・FAX、郵送、代理人、Eメールでも受け付け、調査、検討し、評価を行っている。

③ 自己の発意

評価委員の自己の発意に基づく意見表明が今までに4件提出されている。

- ・ 「第5次総合計画」の策定に伴い、行政と市民の信頼に基づくパートナーシップにより、まちづくりが推進されるよう要望（平成8年3月）
- ・ 行政マネジメントシステム「ISO9000s」の導入についての研究・検討を要望（平成11年3月）
- ・ 「法教育」の研究を行い、市内小中学校において、子どもたちの問題解決能力をより高めるため、導入あるいは強化を要望（平成16年3月）
- ・ 「市民満足度アンケート」「職員アンケート」を行い、その結果を踏まえ、市職員の意識の涵養や諸制度の新設・見直しを要望（平成21年3月）

④ 市長の求めに応じて行う職務

市長から、各種施策の問題点と改善の方策等についての求めが過去2件あり、本会として調査、検討して評価を行い、各年次報告書で評価内容について公表している。

- ・ 西尾市障害者福祉計画の実施状況について(平成11・12年度)

(6) 対象範囲

苦情を申立てることができる人は、西尾市に住んでいる人に限らず、西尾市が行っている仕事とその仕事に携わっている職員の行為で、行政に対し、市の処理に納得できな

い、不満があるなど、自らの利害に係る苦情を持つ人である。従って、未成年者、西尾市以外の居住者、外国人、法人、その他の団体でも申立てができる。

ただし、下記の事項は除外している。

- ① 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- ② 裁判所において係争中の事項及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てを行っている事項
- ③ 監査委員が監査等の結果報告をし、公表した事項及び監査等を行っている事項
- ④ 職員の自己の勤務条件及び身分に関する事項
- ⑤ 評価委員会に関する事項
- ⑥ 議会に関する事項

また、申立て期限は当該苦情に係る市の処理を知り得た日から1年以内としているが、不利益が継続しているものなど申立人に正当な理由がある場合は申立てができる。

(7) 申立ての手続き

行政評価委員会事務局(市役所企画政策課内)で「苦情申立書」により申立てを受付けている。代理人、ファクス、Eメール、郵送でも受付けている。

なお、電話の場合は、事務局職員が申立て人に代わって「苦情申立書」を作成する。ただし、匿名による申立ては、本人の利害関係が確認できないので受けはしない。

(8) 申立て処理方法

- ① 調査・検討の方法については、該当主管課の管理職等より説明を求め、その保有する書類、帳簿その他の記録の提出を求めることができる。それ以上に調査・検討の必要がある場合は、関係機関から評価会席上において事情を聴取し、又は実地調査をする。
- ② 申立て案件の調査検討は評価委員全員の合議により評価を決定し、その結果を申立人及び市長に書面をもって通知する。
- ③ 申立てのあった苦情に対する市の処理の評価を決定した結果、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- ④ 評価委員会が意見を述べたときは、市長はその意見を尊重しなければならない。
- ⑤ 意見を述べたときは、市長に対し、是正等の処理方針について報告を求めることができる。
- ⑥ 市長は、報告を求められた日から起算して60日以内に評価委員会に対し、是正等の処理方針について報告しなければならない。
- ⑦ 市長より報告があったときは、その旨を苦情申立人に、速やかに通知する。
- ⑧ 市長が求めた事項の調査・検討が終了したときは、その結果について速やかに市長に通知する。
- ⑨ 申立て案件が評価委員会の所管する業務以外の案件についても、その理由を付して書面で申立て人に通知することがある。

(9) 年次報告

評価委員会の活動状況をまとめ、市長に報告している。

また、市議会、市の部課長、報道機関、関係機関に配布するとともに、苦情申立書の

常備場所である公共施設に配置し、一般市民に対しても公表している。

(10) 事務局

事務局は、西尾市企画部企画政策課内に西尾市行政評価委員会事務局を設置しており、専門職員は配置しておらず、兼務職員が2人である。ただし、事務局職員としては、部長、課長を含めた4人体制である。

(11) 運営状況

平成7年度から平成27年度までの21年間の苦情申立書の受付け状況については、36頁のとおりである。

行財政改革の監視等について、西尾市の近年の状況では、平成6年度に西尾市行政改革大綱及び実行計画を策定。平成7年度から業務の効率化等を図るため、9つの検討委員会を設置し、実施に努め、一定の成果を上げてきた。

また、平成7年度の実行計画（以下「第1次実行計画」という。）の実施状況を踏まえ、さらに行政改革を推進するため、平成11年5月に新たな西尾市行政改革推進計画を策定し、平成11年度以降に重点的に実行すべき項目と数値目標、目標年度を定め、項目ごとに6つの検討委員会を設置して第2次実行計画を策定した。さらに、第1次実行計画の実行項目でさらに推進すべき事項の検討・実施に努めてきた。その後、第2次実行計画を押し進めるうちに、目標を達成できないもの、当初の目標を変更しなければならないものが明らかになった。さらに、今後の財政見通しの危機的状況を見据え、歳入の確保と一層の歳出改革により、限られた財源、人的資源を効率的、効果的な行政運営を行う新行政システムの構築が急務となり、職員が自らの事業を評価する「行政評価制度」を平成15年度に導入。同時に、第3次実行計画にあたる「行財政改革推進計画」を平成16年度に策定した。そして、平成23年4月には、西尾市と幡豆郡3町が合併して新西尾市が誕生したことに伴い、平成24年3月に新たな行財政改革大綱と第4次実行計画を策定した。合併によるスケールメリットを生かし、「市民と行政が協働・共有するまちづくり」「財政基盤の確立と効果的・効率的な行政運営」「持続可能な市民サービスの提供」の3つの基本方針を掲げ、行財政改革を推進している。これらの進捗状況について、本委員会で監視・調査・公表を行っている。

この他、評価については、平成17年度は、提出された行政評価制度評価表について総括評価と抽出評価を行い、市当局へ要請を行った。

平成18年度は、市の事業のうち「市の裁量に委ねられた任意的事業（一般）」の265事業（老人ホームを除く）すべてを対象に評価を行い、平成19年度にはその評価結果に対して、各課がどのような対応を取ったかについて進捗調査を行った。

平成20年度より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、西尾市教育委員会から依頼を受け、同教育委員会が所管する事務から抽出した事業について評価を行っている。

さらに平成27年度からは、本委員会の職務の一つである行財政改革の監視として、平成23年度に実施した事業仕分け及び平成24年度以降の西尾市公開事業診断の追跡調査において、主に判定どおりに進んでいない事業について、市に対して講評を行なった。

西尾市行政評価委員会
平成27年度（第21次）報告書
（平成27年4月1日～平成28年3月31日）
平成28年8月発行

西尾市行政評価委員会
〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
電話 0563-65-2155（直通）
F A X 0563-56-0212
e-mail kikaku@city.nishio.lg.jp
HP <http://www.city.nishio.aichi.jp>
